

再 意 見 書

東 経 企 営 第 11-110 号
平 成 23 年 9 月 20 日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

えべ つとむ

代表取締役社長 江部 努

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2011 年度)の再意見の募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

【本意見に関する連絡先】

経営企画部 営業企画部門

電話番号

FAX 番号

意見提出者	該当部分	再意見
<p>イー・アクセス株式会社 イー・モバイル株式会社</p>	<p>■ 指定の対象は現行維持が必要</p> <p>NTT東西殿より概括的展望が公表され、メタル／PSTNから光／NGNへの移行期にあることを鑑みれば、光／NGNについては普及期から発展期の段階に入っており、光アクセス網及びその光アクセス網と一体的に構築されるNGNは、利用者及び接続事業者にとって一層必要不可欠なものとなっていると考えます。</p> <p>一方、メタル／PSTNについても低廉かつ基盤的なユニバーサルサービスとして、現在も相当数の需要があることから（NTT東西加入電話：約3450万契約、直収電話：約418万契約 DSL：約820万契約 2011年3月末時点）、依然としてレガシー系設備における不可欠性は存在しているものと考えます。</p> <p>これらの事情から、第一種指定電気通信設備（以下、一種指定設備）の対象については現行維持が必要と考えます。</p>	<p>・先般の当社意見で述べたとおり、当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、ボトルネック性がなく、以下の観点から、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>（1）世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通信網を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していること、</p> <p>また、他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、若しくは当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドで設備を構築し、サービスを展開していることから、光ファイバ等のアクセス回線のボトルネック性はネットワークとは遮断されており、当社のNGNをはじめとするIP通信網自体にボトルネック性はないこと。</p> <p>○他事業者が自前の設備を使って独自のIP通信網を構築できるよう、当社は光ファイバや局舎コロケーションといった「素材」や、電柱・管路といった線路敷設基盤を最大限提供しております。</p> <p>＜中継ダークファイバの提供実績＞</p> <p>164事業者、3,408区間、約5.0万芯（平成20年3月末） ⇒151事業者、3,875区間、約6.0万芯（平成23年3月末）</p> <p>＜局舎コロケーションの提供実績＞</p> <p>100事業者、1,900ビル、約3.5万架（平成20年3月末） ⇒94事業者、2,055ビル、約4.2万架（平成23年3月末）</p> <p>○また、年々多様化する他事業者からの新しい要望等にお応えするため、接続メニューの多様化、手続きの迅速化、情報</p>
<p>ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東日本」という。）殿及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西日本」という。）殿（以下、合わせて「NTT 東西」という。）の地域 IP 網や光アクセス回線については、依然として競争事業者にとって実質的に代替性の無いボトルネック設備であること、NTT 東西殿の次世代ネットワーク（以下、「NTT-NGN」という。）や光 IP 電話用ルータについては、フレッツネクストサービスやひかり電話の加入契約数増加により NTT 東西殿のシェアが拡大し続けていること等から、第一種指定電気通信設備の対象から除外する理由は全く存在しないと考えます。</p> <p>また、その他現在指定を受けている第一種指定電気通信設備においても、各設備のボトルネック性に変化がないことから、引き続き指定を</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>継続すべきです。</p>	<p>開示の充実等を通じて、市場拡大・サービス競争の促進に寄与しています。</p> <p>(2)競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網(NGNを含む)を規制する理由はないこと。</p> <p>○固定ブロードバンド市場における、当社のシェア(平成23年3月末)は56.2%、特に首都圏では49.7%と熾烈な競争が展開されており、その結果、我が国では、光サービスが世界に先駆けて普及する等、世界で最も低廉で高速なブロードバンドサービス環境が実現しています。</p> <p>(3)諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はないこと。</p> <p>○「光の道」構想に関する意見募集(平成22年8月17日)において、米国電気通信協会殿から、</p> <p>「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」</p> <p>「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要が考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」</p> <p>といった意見が提出されております。</p> <p>・なお、個別の設備については、以下の観点から、指定電気通信設備とする合理的な理由がないものと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>【NGN】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IP・ブロードバンド市場においては、他事業者が当社の固定電話網と接続して中継電話サービスを提供していた時代とは異なり、他事業者は当社のNGNに依存することなく、お客様を獲得する競争構造となっていること。 ・現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(平成 23 年 3 月末)は 56.2%、特に首都圏では 49.7%と熾烈な競争が展開されていること。 <p>また、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、公正競争とは関係のないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれお客様を抱える独立したネットワーク間の接続は、双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。 ・FVNOやFNOについても、現に一般中継局ルータ等での接続は実施しておらず、仮に、今後、PSTNマイグレーションに向けてIP網同士の直接接続を実施したとしても、独立した対等のネットワーク間の接続であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。 ・他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、もしくは、オープン化された当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドで設備を構築し、サービスを展開していることから、光ファイバ等のアクセス回線のポトルネック性はネットワークとは遮断されていること。

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>【地域IP網】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の場合、ISPフリーのオープン型モデルを採用し、数多くのISP事業者と公平に接続しており、今後もオープンなネットワークとして相互接続性の確保を図っていく考えであること。また、ISP事業者は、当社が提供するアクセス網だけでなく、他事業者の提供するアクセス網を利用してサービスを提供されており、自由にアクセス網を選択できる状況にあること。 ・先述のとおり、現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(平成23年3月末)は56.2%、特に首都圏では49.7%と熾烈な競争が展開されていること。 <p>また、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、公正競争とは関係のないこと。</p> <p>【ひかり電話】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれお客様を抱える独立したネットワーク間の接続は双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、ひかり電話網のみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。 ・当社の加入電話やISDN以外の直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話、050IP電話の合計に占める当社のOAB～J IP電話シェアは38.9%(東西計:平成23年3月末)に過ぎないこと。 <p>また、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、公正競争とは関係のないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更に携帯電話を含めたシェアで見れば、ひかり電話のシェアは

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>7.8%であり、ソフトバンクモバイル殿が 2,500 万契約を超えている中で、ひかり電話は 1,190 万番号(東西計:平成 23 年 3 月末)に過ぎないこと。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>第一種指定電気通信設備の指定要件については、過去の競争セーフガード制度(以下、「本制度」という。)の検証時と同様、考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、引き続き、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことを継続すべきです。</p>	<p>・先般の当社意見で述べたとおり、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線との規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと思います。</p> <p>○線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整備されていること。また、電柱については、より使い易い高さを利用できるよう改善し、その手続きも簡便なものに見直してきており、他事業者が光ファイバを自前設置できる環境は更に整備されてきていること。</p> <p>○現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供しており、KDDI殿や電力系事業者は相当量の設備を保有していること。</p> <p>○「光の道」構想に関する意見募集(平成22年8月17日)において、ジュピターテレコム殿から「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率、88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考え」といった意見が提出されているように、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会</p>
イー・アクセス株式会社	<p>端末系伝送路設備の種別(メタル・光)についても、昨年度の検証における総務省殿の示された内容に変化はないと考えられるため、引き続き種別を区別せずに指定することが必要と考えます。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することが十分可能であること。</p> <p>○KDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力、顧客基盤を用いれば、光ファイバを敷設しサービスを提供することは十分可能であること。</p> <p>○光ファイバについては、諸外国においても非規制になっていること。</p> <p>・なお、昨年度の検証では、メタル回線と光ファイバ回線は、</p> <p>①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、</p> <p>②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、</p> <p>③実態として当社はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること、</p> <p>から、メタルと光を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定することとされております。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。</p> <p>○メタル回線(DSLサービス)と光ファイバ(光サービス)との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。</p> <p>○電柱・管路等の線路敷設基盤は、徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば、光ファイバを自前敷設することが可能であること。</p> <p>○当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、</p>

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではないため、当社にコスト面での優位性もないこと。</p> <p>また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能となっており、当社に手続面での優位性はないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、昨年度の検証結果では、「ボトルネック性の判断に当たり、ブロードバンドに利用されていないCATV回線や高速無線アクセス回線については、利用者からみてメタル回線で提供されるサービスと代替性があるとは必ずしも言えない点で異なることから、これらを含めて判断することは適当でない」とされております。 ・しかしながら、光ファイバがメタル回線にて提供されるサービス(ブロードバンドサービス、電話(音声)サービス)と代替性がある、ということであれば、現時点、ブロードバンドに利用されていないCATV回線についても、大半の事業者のCATV回線については、利用者が希望すればブロードバンド回線として利用可能であり、また、電話(音声)としても利用可能であること、また、高速無線アクセス回線についても、ブロードバンド回線として利用可能であり、今後は電話(音声)としても利用可能となる可能性があること、といった点においてメタル回線との代替性があるものと考えます。 ・現に、NTT東西の加入電話契約者数は、平成10年3月末時点のピーク時に約6,300万でしたが、平成22年12月末時点では約3,500万へと減少し、一方、フレッツ光のひかり電話契約者数(ch数)は、平成22年12月末時点で約1,200万たらずであり、加入電話のピー

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>ク時に比べると約 1,600 万ものお客様が、NTT東西の固定電話以外のCATV電話等の他社直収電話、FTTHサービス又は携帯電話、WiMAX等、様々なアクセスサービスへ移行したものと想定されます。</p> <p>・こうした状況は、お客様ご自身が自由にサービスを選択した結果であり、多種多様なお客様ニーズがあること踏まえれば、メタル回線で提供される代替サービスについて、固定のブロードバンド回線の光ファイバに限定するという考え方は市場実態を反映したものではなく、光ファイバだけを抜き出して指定電気通信設備とする理由にはならないと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>第一種指定電気通信設備の指定要件については、過去の競争セーフガード制度(以下、「本制度」という。)の検証時と同様、考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、引き続き、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことを継続すべきです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先般の当社意見で述べたとおり、現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されておりますが、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。 ・なお、昨年度の検証において「ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達に損なわれる可能性がある」とされておりますが、新たに導入する設備が不可欠性を有することになるかどうかは、導入当初では判断できないはずであり、むしろ現に指定されているルータ等の局内装置は、他事業者が自ら設置し、当社の局内装置を利用するケースはほとんど皆無であることを踏まえれば、不可欠性はなく、これらの装置を指定電気通信設備とすることは、過剰な規制であると考えます。
イー・アクセス株式会社	<p>昨年度の検証で総務省殿から示された内容の通り、ポジティブリスト方式の場合には、ボトルネック性を有する設備が一定期間指定されない場合が生ずることにより、接続事業者がボトルネック設備を利用した新たなサービスを迅速に提供出来ない可能性があり、公正競争を阻害し電気通信市場の健全な発達を損なう虞があるため、現行の指定要件についてはネガティブリスト方式の維持が必要であると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・このように、新たに導入する設備をすべて指定電気通信設備の対象とする現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申(平成19年3月30日)の趣旨にも反していると考えます。 ・加えて、昨年度の検証において「現時点においても、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められない」とされておりますが、熾

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>烈な競争が繰り広げられているブロードバンド市場においては、たとえ「数ヶ月」であっても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となること、また事実上、認可申請前にも事前説明に一定の時間が必要となることは、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけでなく、お客様に対して新サービスの提供や料金値下げが遅れる結果となり、お客様利便を著しく損ねていると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、昨年度の検証において「新たに導入する設備は、アクセス回線と一体的に機能する蓋然性は高いものと考えられる」とされておりますが、当社は、光ファイバ等のアクセス回線を当社(利用部門)と同等の条件で他事業者に貸し出しており、現に、他事業者は、オープン化された当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドでIP通信網を構築しサービスを展開していることから、アクセスのボトルネック性はネットワークとは遮断されおり、こうしたご指摘は当たらないと考えます。 ・したがって、行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>接続の基本的ルールの在り方について(1996年12月19日、電気通信審議会答申)」にて、「技術的に可能な場合にはアンバンドルして提供しなければならない」と定められているように、そもそも、NTT-NGN等、第一種指定電気通信設備については、他事業者との接続を前提として設計・構築がなされるべきものです。こうした基本的考え方に基づいて接続ルールが整備されるべきであるにも係らず、過去、接続事業者からの要求に対して、具体的なサービスや需要が想定されない等の理由により、NTT東西殿にて多様なアンバンドルメニューが用意されていないのが実状です。さらに、NTT-NGNの提供を開始した現時点においては、NTT東西殿は「今からでは機能追加が困難」等と主張し、アンバンドルメニューの多様化が進展しない状況にあり、極めて問題と考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」の答申(平成20年3月)において、NGNにおけるアンバンドルが必要な機能は、『フレッツサービス(收容局接続)に係る機能』『IP電話サービス(IGS接続)に係る機能』『イーサネットサービスに係る機能』『中継局接続』の4つと整理されており、当社はそれに従ってアンバンドル機能の設定を行っております。 ・ソフトバンク殿から「具体的なサービスや需要が想定されない等の理由により、NTT東西殿にて多様なアンバンドルメニューが用意されていない」との意見が提示されておりますが、当社としては、具体的な要望もない中で、様々な事業者の要望を当社が想定し開発を行った場合、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、徒に開発コストが嵩むこととなるため、新たな機能の開発・提供については、接続事業者からの具体的な要望を踏まえて検討する必要があると考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
イー・アクセス株式会社	<p>現在、NGNのオープン化について、総務省殿の「競争政策委員会」及び「電話網移行円滑化委員会」にて議論されているところでありますが、このまま、NGNへの移行が、光／NGNにおける接続事業者との接続を考慮されずに進展した場合、新規参入や公正競争における障壁となり、以下のような公正競争上の問題が懸念されます。</p> <p>✓メタル／PSTNにて構築されたサービス競争環境の喪失</p> <p>NTT東西殿における主体的なマイグレーションの結果、メタル／PSTNにおけるADSLやドライカップ電話、マイライン等がサービス基盤を失い、NTT東西殿に巻き取られ、現状FTTHにおける74.4%の市場シェアの拡大、さらにはNTT東西殿の独占化に繋がることを強く危惧します。</p> <p>✓競争的な環境下での利用者移行の停滞</p> <p>移行については、利用者保護の観点からも競争的な環境下で自主的な移行を促進し強制移行による負担を軽減することが望ましいと考えますが、光／NGNのアンバンドルが十分でない等競争環境が確保されている状況にはありません。これでは、サービス競争は進展せず、PSTN利用者にとって低廉で魅力あるサービスは創出されることなく、選択肢も狭まる虞があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・PSTNからIP網への移行にあたっては、イー・アクセス殿が提示されている「接続事業者との接続を考慮せずに進展」するようなことがないよう、事業者とよく話し合いながら進めていく考えです。 ・また、イー・アクセス殿から「光／NGNのアンバンドルが十分でない等競争環境が確保されている状況にはありません」との意見が提示されておりますが、当社は、既に光ファイバや局舎、電柱・管路等といった素材を十分にオープン化しており、IPブロードバンド市場では、現に各事業者は、こうした素材を用いて独自のIPネットワークを構築・サービスを展開しており、お客様ご自身が他社のネットワークを自由に選択できている環境にあることから、このようなご指摘はあたらないと考えます。 ・なお、イー・アクセス殿から公正競争上の問題として「現状FTTHにおける74.4%の市場シェアの拡大、さらにはNTT東西殿の独占化に繋がることを強く危惧します」との意見が提示されておりますが、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、公正競争上の問題とは関係のないものと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	NTT-NGNにおけるアンバンドルメニューとして、分岐端末回線接続、GC接続、ラインシェアリング、波長重畳接続、帯域制御等プラットフォーム機能の開放等が具体案として弊社共を含む接続事業者から提案されているところであり、真の公正競争実現に向け、早急に具体的なルール化を図るべきと考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・指定電気通信設備制度が導入された当時は、他事業者が加入者回線の敷設や交換機を設置し、当社と同等のネットワークを自ら構築して市場参入することは実質的に困難であったため、当社の固定電話網を加入者へのアクセス網として中継事業者に貸し出すことにより、多数の事業者が中継電話市場へ参入し、料金面を中心とした競争が進展したものと考えております。 ・一方、ブロードバンド市場においては、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置し、当社がオープン化により提供しているドライカップやダークファイバといった素材や、当社の電柱・管路等を利用し、自らが敷設したアクセス回線を組み合わせることで独自のIP網を構築しており、各事業者は当社のNGNに依存することなく、自らが構築したIP網でお客様を獲得する形態で実際に市場参入しており、設備競争が進展しております。
イー・アクセス株式会社	<p>■光／NGNのアンバンドル促進が必要</p> <p>NGNは一種指定設備という位置付けであるものの、アクセス網とコア網とが一体的に構築され接続事業者が要望するアンバンドルが進まず、実態としてメタル／PSTNにて実現出来ていたドライカップ、ラインシェアリング、GC接続といった接続形態が、光／NGNにて実現出来ないことから、一種指定設備制度が実質的に形骸化しているものと考えます。</p> <p>(中略)</p> <p>NGNのオープン化の課題については、かねてより、総務省殿のICTタスクフォースや各種委員会等を通して、複数の事業者から多数の要望及び提案が出されていますが、NTT東西殿との「情報の非対称性」が、建設的な議論の進展を妨げている状況と認識しています。</p> <p>NTT東西殿においては、検討に資するよう設備構成・技術仕様等の開示を行って頂き、GC類似接続、ラインシェアリング、分岐単位接続等といった接続形態の実現に向けた検討が行うべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・このように、ブロードバンド市場においては、他事業者は当社のNGNに依存することなく、各事業者自らが構築したIP網でお客様を獲得する形態で参入し、各事業者がそれぞれネットワークを構築してお互いのお客様同士が相互に通信を可能とする、同じ立場での接続形態となっており、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心の接続とは大きく異なっています。 ・したがって、このような市場環境の変化を踏まえ、NGNにGC接続やラインシェアリングといった電話時代の接続ルールを持ち込む必要はないと考えます。 ・なお、ソフトバンク殿やイー・アクセス殿からの意見にて提示された各要望に対する当社の意見は以下の通りです。

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>【GC接続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GC接続を実現するためには、全収容ルータ上部に送信元アドレスを見て事業者を振り分ける事業者振り分け装置を開発・導入するほか、オペレーションシステムの開発等が必要となるため、多額のコストが嵩み、低廉なユーザサービスの提供に支障を来たすことから、現実的ではありません。 なお、諸外国においても、IP網にGC接続を導入している例はありません。 <p>【ラインシェアリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の光アクセス回線上でラインシェアリングを行うということは、VLAN番号をサービス毎・事業者毎に括りつけて複数の事業者へ振り分けることと想定されますが、その場合、OSU上部やお客様宅内に、VLAN番号でサービス毎・事業者毎に振り分けを行うための新たな装置が必要となり、OPS装置の開発も必要となります。 ・また、OSU共用と同様に、事業者振り分け装置に優先制御を優先する機能が必要となるうえ、各社のIP網の packets を一元的に管理(帯域管理、受付管理)する仕組みも必要となります。 ・このように、OSU共用を導入する場合と同等、或いはそれ以上の費用が必要となり、低廉なユーザサービス提供に支障をきたすことになることから、当社としてラインシェアリングを行う考えはありません。

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>【波長重畳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PONの国際標準においては、通信や映像でそれぞれ使用可能な波長帯が規定されており、当社のNGNでは、現在、使用しているPONにおいて国際標準で決められた波長帯は全て使用していることから、他事業者が使用できる国際標準上の波長帯はありません。 ・今後、国際標準化されていない波長帯について、他事業者から波長重畳接続に関する具体的な接続要望をいただければ、PONにおける波長重畳に関する標準化動向も踏まえつつ、協議していく考えです。 <p>【分岐端末回線単位の接続】</p> <p>＜OSU共用について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OSUの共用は、サービス提供事業者に均一のサービスの提供を義務付けることになり、サービス進化、発展を妨げ、サービス競争を阻害することになるとともに、 <ul style="list-style-type: none"> ①膨大な開発費用を要し、サービスの料金が高くなること ②共用する事業者間でサービスポリシーの刷り合わせが困難であること ③新サービスの提供等において機動的なサービス提供等に障害がでること ④故障発生時の事業者間切分けで復旧時間を要する等サービスレベルが低下すること <p>といった問題があると考えており、当社として共用する考えはありません。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
		<p><1ユーザ単位(1分岐単位)の接続料の設定について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ユーザ単位の接続料の設定は1芯を専用しているにもかかわらず、 <ul style="list-style-type: none"> ①当社の設備構築部門が、借りる側の営業の結果に伴って発生するリスクを負担することになること、 ②自ら設備を構築して投資リスクを負いながら自ら営業している当社以外の設備構築事業者と1ユーザ単位の接続料で借りるだけのサービス提供事業者とのリスクのとり方のバランスも欠くこと、 ③サービス提供事業者が1芯をより有効に使うモチベーションを削ぎ、モラルハザード的な利用を助長し、無駄な投資が増えること、 <p>といった問題があると考えており、当社として実施する考えはありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、OSUの共用を希望する事業者は、当社がOSU共用を実施せずとも、当該事業者同士でコンソーシアムを結成してOSUを共用し、1芯分のコストを負担していただくことも可能だと考えます。 <p>【プラットフォーム機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帯域制御機能や認証・課金機能等のプラットフォーム機能については、国際標準が定まっておらず、他事業者からの具体的な接続要望もないのが実情です。 ・通信プラットフォーム機能を用いてお客様ニーズに即した多種多様なサービスを提供し、お客様利便の向上を図るためには、まず

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>は、要望される事業者が、どのようなサービスを提供されるのか、そのためには何が必要なのか等、要望内容を具体化していただくことが必要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、その実現にあたっては、国際標準化動向も踏まえ、NN IIによるアンバンドルだけでなく、UNIやSNIでの提供を含め、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していくといった視点で検討していくことが適切であると考えます。 ・また、プラットフォーム機能については、ISPやアプリケーション・コンテンツプロバイダ等との間で新たなビジネスを創出していくにあたり、将来現れるサービスの芽を摘むことがないよう、あらかじめ規制するのではなく、事業者間の創意工夫に委ねることが重要であると考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>■光屋内配線の転用に関する課題の解消について</p> <p>屋内配線を光ファイバで提供する集合住宅やビル向けのFTTHサービスについては、NTT東・西がマンションデベロッパーやビルオーナー等と提携して棟内の光屋内配線を敷設し、排他的にサービス提供する事例が増加しており、マンションやビル内のユーザーが、競争事業者のFTTHサービスに切り替えることが事実上不可能になるという問題が生じています。</p> <p>今後、新規に建設するマンションやビルについては、MDF室内に複数事業者の回線終端装置の設置可能なスペースを確保すると共に、NTT東・西が設置した棟内の「パッチパネル～光屋内配線～光コンセント」をユーザー単位で競争事業者に転用できるよう指定設備化して開放を義務化するなど、集合住宅やビル向けに通信事業者が敷設した屋内配線を他の事業者もユーザー単位で再利用可能となるようルールを整備し、ユーザーが事業者を選択できるようにすべきです。</p> <p>また、屋内配線の転用率を向上し、さらに、転用時に工事担当者を派遣せずユーザーに機器設定を行ってもらう無派遣工事スキームも実施することで、ユーザー負担の低減を図ることが必要と考えます。</p>	<p>【マンション向け屋内配線の指定設備化及び転用ルールの整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンション向け屋内配線については、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(平成 21 年 10 月)において「NTT東西自らでなく、マンションの管理組合やデベロッパーが設置する場合など多様な形態が存在すること、更に、NTT東西の局舎からマンション共用部までの回線敷設と、マンション向け屋内配線の敷設は別々に行うことが一般的であることから、戸建て向けの場合と異なり、NTT東西と接続事業者の間の工事回数の同等性確保を考慮する必要はないと考えられることから、マンション向け屋内配線は一種指定設備に該当すると整理する必要はない」旨示されており、現段階においてもその状況に変わりはないことから、マンション向け屋内配線を第一種指定電気通信設備にする必要は無いと考えます。 ・また、マンション向け屋内配線の転用については、同答申において、「他事業者設置の屋内配線の転用を促進する観点から、NTT東西の屋内配線の転用は、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めるといった考え方を採用することが適当である」とされ、事業者間で相互転用することを前提としています。 ・当社としては、これらを踏まえ、既に事業者間で協議を行っているところであり、マンションの屋内配線の取り扱いについては、まずは事業者間協議に委ねるべきであると考えます。 ・なお、KDDI殿とは、以前より集合住宅における光屋内配線の相互転用にに向けた協議を行っており、その協議において、当社から、相互転用の実施に向けた基本的な考え方として以下の①から④をお示ししたところ、KDDI殿においても、これらの条件をベ

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>一に具体的なケースにおいて詳細を検討していくことでよいとの回答を頂いたことから、これらの条件については既に合意をいただいております。</p> <p>①費用負担は転用する設備の残存価額(平成 22 年 9 月 28 日に認可を受けた既設光屋内配線を転用する場合の工事費に係る「既設設備負担額」と同じ考え方で算出する額)をご負担いただくこと。</p> <p>②転用設備は転用される側から転用する側へ資産譲渡すること。</p> <p>③転用工事は、転用する側が工事を実施することが最も効率的と考えていること また、工事の実施にあたっては安全性確保等が必要と考えていること。</p> <p>④その他円滑な相互転用の実施にあたっては申込方法、設備管理方法等について双方で意識を合わせた上で整備しておく必要があること 等</p> <p>・これを踏まえて、まずは個別物件でトライアルすることとし、昨年 10 月にKDDI殿にて物件を選定の上、ご提示いただくことで双方合意しましたが、未だKDDI殿から物件の提示がないことから、まずはKDDI殿から物件をご提示いただき、それを基に具体的な協議を進めていきたいと考えております。</p> <p>【MDF室内における複数事業者の回線終端装置の設置可能なスペースの確保】</p> <p>・マンションやビルにおいて、デベロッパやオーナー様等がMDF室内に複数事業者の回線終端装置の設置可能なスペースを確保し</p>

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>ていただくことは、当社としても円滑なサービス提供につながり、競争を促進する観点からも望ましいと考えます。</p> <p>・なお、デベロッパやオーナー等が、こうしたスペースの確保を行うことは現実的には難しい面もあることから、当社としては、狭隘スペース等への設備導入を行うべく、小型スプリッタや低摩擦ケーブルの物品開発・改良や、様々な施工技術の導入といったことに取り組み、マンションの光化に努めているところであり、他事業者においても同様の取り組みを行えばよいものと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
イー・アクセス株式会社	<p>■メタルアクセス網における概括的展望の公表の必要性</p> <p>コア網については、NTT東西殿より概括的展望が公表され移行の方向性が示されておりますが、その一方でメタルアクセス網の将来の取り扱いや代替サービス等の方向性は、現在もNTT東西殿から明示されていない状況にあります。そのため、NTT東西殿のアクセス網を利用する接続事業者にとっては、今後のサービス提供の方向性を検討するために必要な情報が十分に得ることが出来ておりません。</p> <p>従って、NTT東西殿と接続事業者との間で「情報の非対称性」が発生し公正競争を阻害する要因とならないように、メタルアクセス網における概括的展望は早急に公表して頂き、競争確保に向けた検討が行われるべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・メタルから光へのマイグレーションにあたっては、今後のメタルアクセスをご利用のお客様の数の推移やそれに要する維持コスト、技術の変化、無線を含めた代替サービスの内容や提供条件等を踏まえ、検討していく必要があるため、現時点で、アクセスの計画的なマイグレーション実施時期は決めておりません。 ・いずれにしても、現在の接続約款において、メタル線を撤去する場合には、撤去開始の4年前に協定事業者へ通知するルールがあるため、当社はルールを遵守し、遅くともメタル撤去開始の4年前までには具体的な実施時期等をお知らせする考えですが、このルールにかかわらず、アクセスのマイグレーションについて決定した段階で、速やかに他事業者にご説明させていただく考えです。

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>■NTT東・西利用部門と競争事業者との同等性確保について</p> <p>機能分離や子会社監督義務に関する検証のみならず、設備構築情報の扱いの同等性、開通までの期間の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性、等に関するデータを検証基準として予め規定すべきと考えます。</p>	<p>・当社は事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行ってきており、また、電気通信事業法にも定められているとおり、設備構築情報の提供や光ファイバ、ドライカッパ、コロケーション等の利用条件・利用手続きについては、接続約款に規定し、利用部門と他事業者を同等に取り扱っております。</p> <p>今後においても電気通信事業法の改正及び関連する省令等を踏まえ、公正競争の遵守を徹底していく考えです。</p>
KDDI株式会社	<p>■加入ダークファイバ開通要員の公平な配置ルールについて</p> <p>競争事業者がNTT東・西の加入ダークファイバやシェアドアクセスを利用してFTTHサービスを提供する際、NTT東・西の利用部門との間で開通までの期間に大きな差が生じるという事案が以前存在しました。</p> <p>開通にかかるリードタイムや開通に必要な要員配置がNTT東・西利用部門と接続事業者の間で同等となるよう運用を徹底する必要があると考えます。そのためには、NTT東・西に自主的にルールを作らせた上で、リードタイムの実績を検証することが必要と考えます。</p>	<p>・ダークファイバの利用手続きについては、納期回答及び工事日予約のいずれについても、当社利用部門と他事業者で同じ設備管理システム及び同じ予約枠の中で実施しております。</p> <p>・当社は当社利用部門や他事業者からの申込みに対して、納期回答（納期回答の内容は工事形態によって異なりますが、例えば、引込線以下の簡易な工事であれば、「6 暦日以降に工事予約が可能」と回答しております。）を実施し、その後、当社利用部門や他事業者はその納期とお客様希望を勘案して工事日を予約していることから、当社利用部門と他事業者の手続きやリードタイムについては同等となっております。</p> <p>・更なるリードタイムの短縮等については、引き続き、具体的な協議を事業者間で行っていく考えです。</p> <p>・なお、ご指摘の件は、特定エリアで、お客様のお引越し等で申込みが多い時期(平成 22 年 2～5 月)に、KDDI殿から大量の申込みをいただいたため、申込みが通常月の約 2 倍となり、一時的に受付処理や工事に時間がかかったものですが、順次処理を行い、平成 22 年 6 月以降はそうした状況は解消しております。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>また、過去受付処理や工事に時間がかかった原因のなかには、以下のようなKDDI殿側に起因する問題がありました。</p> <p>① KDDI殿の申込内容に不備(住所不明・マンションへの申込み・KDDIサービス提供エリア外等)が多く(約 3 割)、通常手続きの前に当社が再度、申込内容のチェック・修正をせざるを得ず、これに時間を要していたこと。</p> <p>② KDDI殿のお申込みの中には、同一のお客様に新設工事と廃止工事が伴うもの(約 4 割)があり、当社は 1 回の派遣工事で行う体制を用意しておりましたが、KDDI殿からの申込方法は 2 回派遣しなくてはならない申込み方法が多かったこと。</p> <p>これらの事象については、事業者間協議の中で、当社から申し入れを行い、KDDI殿にて取り組みを行った結果、改善が図られているものと認識しております。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
イー・アクセス株式会社	<p>なお、機能分離は検証体制の構築に加えて、ボトルネック設備利用の同等性を高める観点から、接続事業者とNTT東西殿の利用部門において「同じ料金」、「同じプロセス」、「同じ商品」で設備を提供するインプットの同等性についても確保する必要があると考えます。</p> <p>具体的に同等性の確保が必要なものとして、以下が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 空き回線、コロケーション設備、展開エリア・時期等に係る情報 ● 開通工事や設備構築に要するリードタイム ● オペレーションシステムの機能・コスト負担 ● 接続料・コロケーション費用・工事費等 <p>その中でも、「オペレーションシステムの機能・コスト負担」については、2010年度から2011年度において、NTT東西殿にて「DSL開通申込受付システム」「光ファイバ開通申込受付システム」、「加入者光ファイバ概算納期情報開示システム」、及び「コロケーション業務支援システム」等各種オペレーションシステムの更改が実施されますが、これらコストについては、接続料金等に反映されることから、システム更改が度重なれば、接続料金の急激な上昇を招くことにつながり、その結果接続事業者に経営上の負担を与えることとなります。</p> <p>インプットの同等性の観点から考えれば、NTT東西殿の利用部門と接続事業者は本来同一のシステムを利用するものと考えられますので、この点について同等性が確保されているかについては十分な検証が必要と考えます。</p>	<p>・当社は指定設備に関わる手続き等について、以下の通り当社利用部門と他事業者を同等に取り扱っているところですが、引き続き、ご要望があれば更なる改善に努めていく考えです。</p> <p>【空き回線等の情報開示】</p> <p>・当社管理部門において、コロケーションスペースや中継光ファイバ等の増設計画を決定したときには、決定後速やかに、当社のHPで増設予定時期を開示しており、他事業者は当社利用部門と同タイミングで当該情報を入手することが可能となっています。</p> <p>【開通工事等に要するリードタイム】</p> <p>・前述のとおり、納期回答及び工事日予約のいずれについても、当社利用部門と他事業者で同じ設備管理システム及び同じ予約枠の中で実施しており、同等となっております。</p> <p>【オペレーションシステムの機能・コスト負担】</p> <p>・「加入者光ファイバ概算納期情報開示システム」「コロケーション業務支援システム」については、当社利用部門と他事業者が同じシステムを利用しております。</p> <p>・また、「DSL開通申込受付システム」「光ファイバ開通申込受付システム」については、他事業者様専用のシステムですが、申込の際に提供する情報(概算納期等)や申込方法(申込と同時に工事日を決定する申込方法等)は自社他社同等となっております。</p> <p>・費用負担については、当社利用部門と他事業者が利用に応じて負担しており、同等性は確保できております。</p> <p>・申込受付システム等の更改にあたっては、その更改の範囲や費用を必要最小限に留めており、更改内容については事業者様に対して事前に説明会等を開催する等、透明性の確保にも努めておりますの</p>

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>ご理解ください。</p> <p>【接続料・コロケーション費用・工事費等】</p> <p>・当社利用部門は、接続会計において、他事業者と同等の条件で費用負担をしております。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>■コロケーション・中継ダークファイバの利用ルールの改善について</p> <p>競争事業者が全国にエリアを拡大する際、コロケーション・中継ダークの空きがないとの理由により、エリア展開が不可能となるビル／区間が存在した場合、競争事業者のサービス展開に必要な設備の設置ができず、サービス提供が不可能になるため、数ヶ月連続して接続事業者が設備設置不可能な状況が発生しないよう、適正な需要予測に基づいて、自社利用分(リザーブ分)と接続事業者への提供分との配分を適切に調整すべきと考えます。</p> <p>また、「D」ランクとなっているビル／区間で一定期間内に利用可能とする仕組みの導入や、接続事業者の予見性確保のため、NTT東・西の向こう数ヶ月の設備手配情報を公開する仕組みを導入すべきと考えます。</p>	<p>・コロケーションリソースや中継光ファイバの貸し出しについては、利用条件・利用手続き等を接続約款に規定して、利用部門と他事業者が同等に利用できる環境を整えています。</p> <p>・KDDI殿のコロケーションリソースや中継光ファイバについて、「自社利用分(リザーブ分)と接続事業者への提供分との配分を適切に調整すべき」とのご指摘については、当社利用部門は、電気通信事業の維持・運営に必要な最小限のリソースを利用しているところです。</p> <p>・また、当社管理部門としては、リソースの有効活用に向け、適宜見直しを行う等、適切な取り組みを実施しているところであります。</p> <p>〔取り組んできた事項〕</p> <p>＜コロケーション＞</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)コロケーションリソースの保留期限の短縮 (2)リソースが逼迫しているビル(B～Cランクビル)における申込量の上限設定 (3)過剰なリソースの保留を抑止するためのキャンセルペナルティの導入等の仕組み作り <p>＜中継光ファイバ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)空きがない区間において代替手段のコンサルティングを行う手続き設定 (2)空きがない区間における既設WDM装置を用いた波長単位の提供 (3)接続事業者への不必要な芯線の開放の申し入れ (4)過剰なリソースの保留を抑止するためのキャンセルペナルティの導入等の仕組み作り <p>・「D」ランクとなっているビル／区間で一定期間内に利用可能とする</p>

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>仕組みを導入すべき」とのご指摘については、仮にDランクビル/区間の増設の義務化を要望されているとのことであれば、現行の接続ルールでは、既設の設備に余裕がある場合に貸し出しを行うルールとなっており、空きがない場合に他事業者からの要請に基づき増設までして貸し出す義務は負っていないものと認識しております。</p> <p>・「予見性確保のため、NTT東・西の向こう数ヶ月の設備手配情報を公開する仕組みを導入すべき」とのご指摘については、現在、当社管理部門において、コロケーションスペースや中継光ファイバの増設計画を決定したときには、決定後速やかに、当社のHPで増設予定時期を開示しており、他事業者は利用部門と同タイミングで当該情報を入手することが可能となっていることから、新たな仕組みの導入は不要と考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>■地中化エリアにおける光ファイバの開放について</p> <p>地中化による無電柱化等が進行している地域でFTTHサービスを展開する場合には、管路内に光ファイバを敷設する必要がありますが、各戸・ビルへの引込部の管路径が狭隘であり、なおかつ掘削制限の存在により直ちに管路自体を敷設することもできないために競争事業者が追加的に光ファイバを敷設できない事例が多く発生しています。</p> <p>本年4月に閣議決定された、内閣府の『規制・制度改革に係る方針』においても、今年度内に光ファイバの部分開放に関するルールについて検討し、結論を得ると記述されているところであり、ユーザーの選択肢を確保する観点から、これらの地域でNTT東・西が敷設した光ファイバについて、「電柱(クロージャ)～管路～各戸」の部分的な開放についてのルールを早急に整備すべきです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社光ファイバの電柱上からお客様宅までの区間だけを貸し出すことについては、要望事業者からの具体的な要望を踏まえて接続条件や追加費用等について検討していく考えですが、現時点で想定される課題としては、以下のような点があると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ○柱上にPOI-BOXを設置するほか、POI-BOXと当社クロージャ内の引込線接続端子の間をつなぐ必要があり、電柱の強度やスペースの不足等により、提供できないケースがあること。 ○引込線下部について、保守や設備管理が困難であること。 ・なお、当社は地中化エリアについても、当社が所有する管路については、引き込み部分も含めて、空きがあれば他事業者へ貸し出しておりますし、他事業者は今後地中化するエリアについては自治体等による地中化計画に参画すれば、自前でのケーブル敷設が可能であると考えております。

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>■ 番号ポータビリティの運用の見直しについて</p> <p>現行のNTT東・西の加入電話については、番号ポータビリティ制度によって、同一番号のままで、NTT東・西や競争事業者が提供するIP電話等に移行することが可能となっています。</p> <p>しかしながら、同一番号で移転が可能な範囲については、NTT東・西が定める運用ルール(「一般加入電話・ISDN番号ポータビリティ業務仕様書」)において「一般番号ポータビリティ対象番号は、NTT地域会社の加入電話等において同一番号による設置場所変更が可能な範囲内に限り使用可能とする。」との規定があり、電気通信番号規則上は同一番号区画内であれば移転可能であるにも関わらず、NTT東・西収容局の範囲内に限定されている状況です。</p> <p>一方で、ユーザー視点から見るとNTT東・西収容局の範囲を跨って引越す場合でも同じOAB～J番号を使い続けたいというニーズは高いと思われ、当社へもそうした要望が寄せられるケースがあります。また、IP電話ではNTT東・西の収容局による制約を受けないようにすることは、技術的には極めて容易と考えられます。</p> <p>従って、現在の制約を解消して同一番号区画内を同一番号で自由に移転できるようにすれば、NTT東・西のひかり電話を含むIP電話全体の魅力が高まり、IP網への移行を促進する効果があると考えます。(例：東京23区内で引越す機会に加入電話からひかり電話等のIP電話へ切り替える動機が生まれる。)</p> <p>この点を踏まえ、NTT東・西は番号ポータビリティの運用ルールを直ちに見直すべきです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、番号ポータビリティは、当社の加入電話から他事業者への片方向のポータビリティしか実現していないため、当社の加入電話に戻る際に同一番号を利用できるよう、当該電話番号を管理するGC交換機配下の収容区域内の移転に限定することで、事業者間で合意し、運用しています。 ・ ひかり電話のネイティブ番号についても、技術的には同一SIPサーバに収容されている範囲内の移転であれば同一番号での移転は可能であります。上述の合意に基づき、加入電話の場合と同様、同一の収容区域内での移転に制限しているところです。 ・ 当社加入電話やひかり電話、あるいは他社OAB～J電話といった同じOAB～J番号を利用するサービスでありながら、サービスによって同一番号で移転できるエリアが異なることは、お客様にとってわかりづらいものであることに加え、同じ番号を加入電話で利用する場合には収容区域内の移転に限定され、他社OAB～J電話で利用する場合には収容区域を超えて移転できるということは、お客様の理解が得られ難いこと、また、収容区域外に移転されたお客様が他事業者から当社加入電話に戻る際には同一番号での利用ができないことはお客様にご迷惑をおかけすること、こうしたことを解決するためにはGC交換機等の改修が必要となること等、現状の仕組みにおいて、ご指摘の件を実現するためには多くの課題があります。 ・ こうした課題については、全体でまとめて解決されるべきものであることから、ご指摘の件も含め、今後、IP網同士の直接接続の実現にあわせて、双方向の番号ポータビリティを導入する際に、まとめて検討を行う考えです。

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>■光配線区域情報の透明性担保と運用ルールについて</p> <p>光配線区域情報については、事業者の要望を受けてから一定期間経過後に有料で公開される運用になっていますが、タイムリーに最新の情報が入手できない状況です(現状は3~4ヶ月かかる状況)。</p> <p>また、配線区域内の世帯数が過少なケースがあるため、競争事業者が効率的にユーザーを集められず、事実上の参入障壁となっていることに加え、光配線区域情報の同一区域内での局外スプリッタ増設による無駄な「光主端末回線」設置が発生し、競争事業者の採算性に多大な影響を与えているケースが存在します。そのため、以下のような運用ルールを設定すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の光配線区域情報の事前開示 <p>全国分の光配線区域情報について、WEB等でリアルタイムに最新の情報を開示すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な配線区域内世帯数の確保 <p>最低限、NTT東・西が目安としている区域内世帯数(NTT東:約50世帯、NTT西:約40世帯)を担保した上で、競争が成立する光配線区域内世帯数を検証して統合等により適正世帯数に拡大すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局外スプリッタ増設基準の明確化 <p>同一配線区域内での増設は原則的に8分岐が全て埋まった後とすべき。</p>	<p>【光配線区域情報の開示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光配線区域情報については、本年3月29日の加入光ファイバの接続料の答申を受け、要望事業者と協議を行い、具体的な要望を踏まえながら、光配線区域情報の提供に係る円滑化および透明性向上に向けて取り組んでいるところです。 ・具体的には、実施方法の見直し等を行い納期の短縮化を進めるとともに、全国の光配線区域情報のWEB等での事前開示については、開示方法や費用負担等について要望事業者と協議を行いながら検討を進めていきたいと考えております。 <p>【光配線区域内の世帯数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光配線区域は、地理的条件や線路敷設基盤の構築状況等を考慮し、加入光ファイバ設備の構築および保守運用が最も効率的となるように当社管理部門が設定するもので、全ての光配線区域について、必ずしも50世帯(西:40世帯)を下回らないことが担保されるものではありません。 ・また、当社加入者光ファイバを用い、事業者が独自に設定した光配線区域に合わせ、屋外スプリッタ下部(屋外スプリッタ及び引込線)の設備設計・敷設・管理を自社で実施いただくことで、当社の光配線区域に縛られず、設備を構築されることも実現可能であると考えます。 <p>【局外スプリッタ増設基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社では、1つの光配線区域に1つのスプリッタを設置し、8加入を超えて収容する場合に2つ目のスプリッタを設置するよう運用しています。

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>番号ポータビリティを行う場合、移転先事業者から移転元事業者に対して、電話サービス切替に関する連絡を行うことで、移転元事業者の電話サービスを解約するルールとなっています。しかし、NTT 東西殿が移転先事業者となるケースにおいて、この手続きが着実に実施されず、ユーザに対して新旧の電話サービスの請求が行われる(以下、「二重請求」という。)トラブルが多数発生している状況にあります。こうした事例は、弊社だけでも年間数十件という規模で発生しており、ユーザからの二重請求に関するクレームも一向に減らない状況にあります。本件について、弊社から NTT 東西殿に対し再三に渡って、適正な事業者間手続きを実施して頂くよう申し入れています。いまだに状況は改善されていません。</p> <p>総務省殿においては、本件の実態について詳細な検証を行なって頂き、ユーザに二重請求という不利益が発生している状況を一刻も早く改善するよう NTT 東西殿に厳格な指導を行って頂くことを希望します。また、年内に実施される予定の「機能分離」においては、NTT 東西殿利用部門と接続事業者の同等性を確保することが目的とされているところであり、こうした電話サービス切替を始めとする手続きの同等性が確実に実現されるようルール整備がなされる必要があると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事象に関しては、過去、番号ポータビリティ実施時において、移転先の事業者(当社)から移転元の事業者(ソフトバンク殿)への連絡が不徹底だったことにより発生したものであり、当社としては、その都度お客様およびソフトバンク殿へ対応を行い、是正に努めてきたところであり、今後とも二重請求が起らないよう、再演防止の徹底に努めていく考えです。 ・なお、番号ポータビリティ実施時において、移転先事業者が移転元事業者に対して廃止の連絡を行うという運用ルールは、当社から他事業者、他事業者から当社へと移行する際に、同等に適用されるものであり、利用部門と他事業者の利用手続きに差異はなく、同等となっております。

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>現在、第二種指定電気通信設備制度は、実効性に乏しい規制内容や競争事業者に対しても一律に課されるガイドラインの存在等により、非対称規制として十分に機能していません。その最たる例が、接続料の届出制という接続規制が存在しながらも、長期に渡り継続されていた第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下、「二種指定事業者」という。)における接続料原価への過剰な営業費の算入の問題です。従って、当該制度においては、規制内容のより一層の厳格化が図られるべきであり、接続規制に関しては、接続料の認可制への移行や意見募集の実施等を義務付けることが必要と考えます。加えて、過去における当該事業者の接続料に含まれていた過剰な営業費に関しては、その内訳及び金額を明示させると共に、過剰な営業費分を控除した適正な接続料を再設定した上で、当該事業者に再精算を実施させるべきです。</p> <p>なお、非対称規制の実行性確保のために、上記見直しと併せて二種指定事業者を指定する閾値についても見直しを行うべきです。具体的には、EU における市場支配力の存在等に係る議論や企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針等を参考とし、市場シェア 40%~50%を新たな閾値として採用することを検討すべきです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先般の当社意見で述べたとおり、携帯電話事業者は、国から有限希少な電波の割当を受けた事業者であり、その顧客規模は約 1.2 億契約にのぼる大規模な市場となっており、1 世帯あたりの消費支出において、携帯電話の通話料支出は固定電話の約 2.7 倍となるなど、携帯電話事業者の社会経済に及ぼす影響は非常に大きくなっています。 ・そのような市場環境の中で、平成 22 年 3 月に携帯電話事業者の接続料算定の透明性を確保することを主旨とした「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が制定され、現在非指定であるソフトバンクモバイル殿からも、自主的な情報開示を積極的に実施するという考え方が表明されたところです。 ・しかしながら、非指定事業者の設定する接続料は、平成 22 年年度適用分について一定の低減がなされたものの、むしろ他の指定事業者の設定する接続料との料金格差は拡大しており、自社(自グループ)内通話を無料とするサービスを提供する事業者は、無料サービスの赤字を他事業者に適用する接続料との差分で補填していることも懸念されます。
イー・アクセス株式会社	<p>■二種指定設備制度の見直しの必要性</p> <p>二種指定設備制度については、モバイルブロードバンドの普及・高速化が加速することを鑑み、改めて公正競争促進の観点から有効に機能しているか、検証が必要と考えます。</p> <p>そのため、更なる実効性を担保するためにも、二種指定事業者の指定にあたっては、閾値25%等の市場・収益シェアだけでなく、市場支配力に着目した多角的な観点からの検証が必要と考えます。</p> <p>具体的な見直し案としましては、『保有する周波数の質・量』『端末の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・こうした状況から、当社としては、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三にわたり求めています。全く応じていただけない状況にあり、事業者間協議や「自主的な取組みに委ねる」とされているガイドラインのみでは、今後も状況の改善が期待できないことから、全ての携帯電話事業者を第二種指定電気通信設備制度の対象とすることで、現在非指定の事業者の接続料についても透明性を確保し、適正性を検証する仕組みを設けることが必要だと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>購買力』『垂直統合モデルの強度』等も含めた市場支配力に基づくドミナンス性に応じて検証を行い、『MNO間の接続も含めたアンバンドル規制』『行為規制』『接続規制(接続約款認可/届出/接続会計等)』を組み合わせることで段階的に規制を適用するなどが考えられます。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>ドコモショップにおける NTT グループ他社商品を優先的に取り扱った NTT 東西殿のフレッツサービスの販売やフレッツサービスと携帯電話とのセット販売等について、総務省殿の考え方は「販売代理店が独自の判断で NTT 東西殿と代理店契約を締結し販売している場合には、これをもって直ちに排他性があると言えない」というものであり、これまで本制度における検証結果も注視事項に止まっていますが、いまだに類似の事例が確認されている状況にあります ※4。「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(以下、「共同ガイドライン」という。)」に記載されている差別的取扱いの本来の趣旨を踏まえ、代理店の判断で実施するものであっても、このような実質的な排他的営業行為を看過せず、NTT ドコモ殿に以下の監督・指導義務等を課すべきと考えます。</p> <p>ドコモショップにおける NTT グループ他社商品の優先的取扱いの禁止</p> <p>NTT ドコモ殿の顧客情報を用いた NTT グループ他社商品の営業禁止</p> <p>※4 ドコモショップ本庄店(埼玉県)でのフレッツ光販売について http://www.do-plaza.com/honjyo/pc/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本件についてはドコモショップを運営する代理店が、NTTドコモとの代理店契約とは別に、当社との販売代理店契約に基づきフレッツ光を取扱っているに過ぎず、当社とNTTドコモとの間に共同の営業行為はありません。 ・また、ドコモショップ等の販売代理店がどの商品を取り扱うか、どのようなサービスを組合せた販売を行うかは、販売代理店自らの営業戦略に基づくものであり、当社とドコモによる排他的な営業行為に当たらないと考えます。 ・したがって、NTTグループ商品の取扱いを禁止する等の販売代理店の自主性を損ねるような措置は不要であると考えます。
KDDI株式会社	<p>ドコモショップにおいて、NTT東・西のフレッツとNTTドコモの携帯電話の同時加入で、携帯電話端末の割引が引き続き実施されていますが(別添資料参照)、これは、固定と移動をセットで販売する排他的な一体営業です。</p> <p>本事例のように、禁止行為規制の対象であるNTTドコモが、NTTグループ内の自己の関係事業者のみ(本事例の場合、NTT東・西)と連携</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>してセット割引することは、禁止行為に定める自己の関係事業者と一体となった排他的業務であり、ドコモショップを介して禁止行為規制を潜脱する行為といえます。</p> <p>本事案はグループドミナンスに起因する問題であり、「持株体制下にあるNTTグループ全体としての市場支配力」を検証することが必要です。そのためには、ボトルネック設備に起因するものに加え、シェア、顧客基盤、調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力、資本関係といったNTTグループの総合的な市場支配力に基づくルールの導入を直ちに実施すべきと考えます。</p> <p>それまでの最低限の措置として、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として記載するべきと考えます。</p>	
イーアクセス株式会社	<p>「共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための競争ルールの整備」への該当事例として、「ドコモショップにおけるフレッツ販売」や「NTT東西殿の県域等子会社におけるNTTドコモ殿の携帯電話販売」、「NTTファイナンス殿によるグループ各社の料金一括請求」等のグループ間連携が各社より毎年本制度の意見書にて報告されているところであり、これら事例により、NTTグループの巨大な市場支配力の濫用を招き公正競争の阻害に繋がる懸念されております。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクBB 株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社	<p>代理店を介した、NTT 東西殿の B フレッツとエヌ・ティ・ティ・コミュニケーショonz株式会社(以下、「NTT コミュニケーショonz」という。)殿の OCN の優先的セット販売や、NTT 東西殿のフレッツ光と NTT ドコモ殿の携帯電話との同時加入に対する高額ポイント付与という実質的なキャッシュバック等の施策について、2010 年度の本制度の考え方において、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等に当たる場合には、電気通信事業法及び共同ガイドラインに照らし、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号及び「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離における公正有効競争条件」(2)に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、引き続き注視していく」とされています。代理店判断によるものであっても、市場支配力を有する事業者同士のサービスの組み合わせることは健全な競争を阻害する要因となり得ます。事実、FTTH 市場における NTT 東西殿のシェアが拡大しており、独占状態となっている現状を踏まえると、直ちにこうした行為を禁止する措置を講じる必要があると考えます。</p>	<p>・電量販店等の販売代理店がどの ISP を取り扱うか、どのような商品を取り扱うかは、販売代理店自らの営業戦略に基づくものであり、当社とNTTコミュニケーションズ、NTTドコモとの排他的な共同営業には当たりません。また、販売代理店の経営の自主性を損ねるような措置は不要であると考えます。</p>
KDDI株式会 社	<p>今回電気通信事業法改正に伴い、NTT東・西に対しては子会社に対する監督義務が規定されたところですが、家電量販店等の代理店は未だその対象ではないことから、代理店に委託された内容についても調査・検証することが必要であり、直ちに法改正を実施すべきと考えます。</p> <p>それまでの最低限の措置として、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として記載するべきと考えます。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
株式会社ケイ・オプティコム	<p>NTTグループにおいては、指定電気通信設備制度、NTT再編時等に係る公正競争要件における規制を形式的にはクリアしつつも、実質的にはグループ内に閉じた連携が進んでいる状況にあると認識しております。</p> <p>《事例》・光ポータブル(NTT東西のモバイルWiFiルータ)</p> <p>… NTT東日本によるレンタル開始時、NTTドコモのSIMロック端末とSIMフリー端末の2機種を投入</p> <p>このようなNTTグループ内に閉じた連携は、個々の分野で保有する市場支配力を情報通信市場全体に拡大していくことに繋がるため、グループドミナンスの排除の観点から、次のような行為規制の厳正化が必要です。</p> <p>◇他事業者に先行してドミナント事業者同士のアライアンス協議を行うことの禁止</p> <p>◇NTTグループ内に閉じた技術仕様を採用することの禁止</p> <p>◇NTTグループ連携サービスでの「NTT」「フレッツ」ブランドの利用の禁止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・光ポータブルについては、提供開始時より、NTTドコモサービスに対応する「ドコモSIMロック」機種の他に、NTTドコモ以外のモバイルキャリアに対応する「SIMフリー」機種の2機種を提供しており、お客様のモバイルキャリアの選択肢は確保されていることから、排他的な共同営業ではないと考えております。 ・また、他モバイルキャリアからSIMロック端末の提供を要望された場合には対応していく考えです。 ・「他事業者に先行してドミナント事業者同士のアライアンス協議を行うことを禁止する」とありますが、当社としては、NTTグループ以外の事業者を排他的に扱うことは一切しておりません。そのような状況の下で、NTTグループ内での協議を行うこと自体を禁止することは、お客様のニーズに応じた迅速・柔軟なサービス提供・連携ができないこととなり、お客様利便を損なうことになりかねないことから、ご指摘のような行為規制の厳正化は必要ないと考えます。 ・「NTTグループ内に閉じた技術仕様を採用することを禁止する」とありますが、当社は基本的に可能な限り国際標準に則ったインターフェース条件を採用しており、標準化されていない技術仕様についても、サービス開始時にインターフェース条件を自主的に公表していることから、ご指摘のような行為規制の厳正化は必要ないと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクBB 株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社	<p>1. 特定関係事業者制度の形骸化</p> <p>(1) NTT ドコモ殿等の追加</p> <p>近年、NTT ファイナンス殿による一括請求や NTT ドコモ殿と NTT 東西殿との FMC 連携等、NTT グループ企業や代理店を介した事業連携が加速度的に進展しており、既に NTT 東西殿に対する禁止行為規制のみでは対処しえない事象が生じていると認識しています。</p> <p>このような行為を放置することは、NTT 再編時の趣旨を形骸化させるものであることから、総務省殿においては、事業連携等を図るグループ会社等が増大していること及びその影響を踏まえ、NTT ドコモ殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下、「NTT データ」という。)殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー殿等の電気通信事業者はもちろんのこと、地域子会社や NTT ファイナンス殿等といった非電気通信事業者も特定関係事業者指定する等グループドミナンスを抑制する措置を講じるべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「NTTグループ連携サービスでの「NTT」「フレッツ」ブランドの利用」とありますが、「再編成に関する基本方針(平成9年12月4日公表)」においても、一般的な商取引の問題であるとされ、使用について禁止されていないことから、特段の制約は必要ないものと考えており、ご指摘にあるような行為規制による厳正化は不要であると考えます。 ・むしろ、NTTグループ以外の他社は、固定・移動事業を一体として提供し、料金面でも固定・移動間の無料通話を提供するなど、一体経営のメリットをフルに活かした経営を行っていますが、当社にのみIP・ブロードバンド時代においても電話時代の規制を課され、お客様のニーズに応じた柔軟なサービス提供・連携ができないとすると、お客様の選択肢が狭まることとなり、お客様利便を損なうことになりかねません。 ・したがって、利用者利便を向上するとともに、ICT利活用を促進する観点から、当社も含めた事業者が自由に事業展開を行うことができる環境の整備が必要であり、固定電話が主流の時代に導入された当社に対する非対称規制については、市場の変化に応じた適切な見直しをお願いしたいと考えます。
イーアクセス株 式会社	<p>特に、昨今IP化の進展やLTE等の登場による高速化等によりモバイルと固定が相互補完的なサービスとして提供可能にある状況にあることを鑑みれば、共に指定電気通信設備を有するNTT東西殿とNTTドコモ殿の連携による市場支配力の行使については、公正競争環境を阻害するため引き続き認めるべきではないと考えます。</p> <p>従って、これら課題を解決するためには、グループドミナンスに係る累次の公正競争要件を現状のNTTグループの業務実態や市場環境の変化を反映するように再構築する必要があり、具体的には、NTTドコモ殿を特定関係事業者制度の対象に追加する必要があるものと考えます。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクBB 株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社	<p>株式会社オプティキャスト(以下、「オプティキャスト」という。)殿が提供する「フレッツ・テレビ」の広告表示に関しては、2009年2月にNTT東日本殿に対して、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記するよう行政指導 ※11 が出されていますが、依然としてNTT東日本殿が本サービスを提供しているかのように誤認させる広告宣伝が散見される状況です(別添資料1参照)。</p> <p>日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT法」という。)で放送業が禁止されていることを踏まえれば、NTT東西殿は「フレッツ・テレビ」の提供主体がオプティキャスト殿であることを利用者が明確に理解できるようにすべきであり、総務省殿においては、「フレッツ・テレビ」の提供主体を明確に認識できるよう、加えて、当該サービス以外についても「フレッツ」等のNTTブランド使用を禁止する等のルール整備を推進すべきと考えます。</p> <p>※11 「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)」に基づき講じるべき措置について(要請)(2009年2月25日)</p> <p>http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/090225_5.html#bs1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・フレッツ・テレビにおいて、当社が提供しているのは、電気通信サービス「フレッツ光」及び「フレッツ・テレビ伝送サービス」であり、放送サービスの提供は行っていません。 ・また、当社はフレッツ・テレビの提供において、放送サービスの提供主体がオプティキャストである旨を広告に明記しており、指摘のような誤解が生じないよう努めているところです。 ・したがって、現に公正競争上の問題は生じておらず、また、放送サービスの提供主体を誤認しないための措置は既に講じていることから、新たな措置を追加する必要はないと考えます。 ・当社は今後とも電気通信サービスである「フレッツ光」、「フレッツ・テレビ伝送サービス」等の提供を通じて、インターネットのみならず、映像サービスなどますます多様化してきているお客様のニーズに対して応えていく考えです。

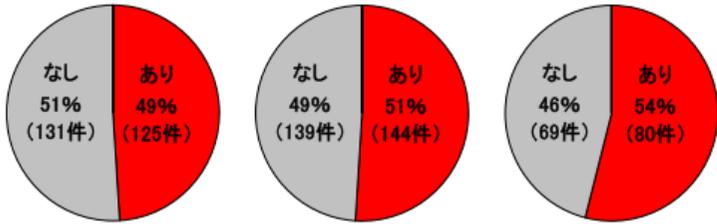
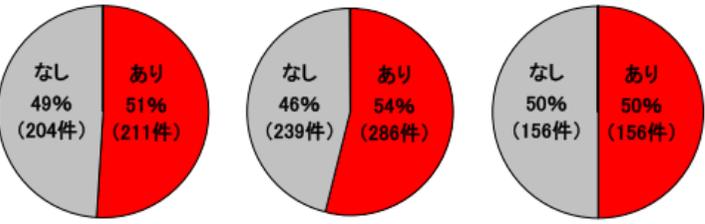
意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>2010年度の検証結果では、「利用者が『フレッツ・テレビ』サービスをNTT東西による放送サービスと誤解することのないよう、NTT東西は放送サービスの提供主体が他社であることについて利用者が明確に理解できるようにする措置を十分に講じることが適切である。」とされており、2008年度の要請内容については注視するとされているところですが、平成23年7月時点の広告物(別添資料参照)を見ても何ら改善が見られず、「放送サービスの提供主体が他社であること」を利用者が視認しやすい表記になっているとは言えません。さらに、「地デジ対策」という公的施策をNTT東日本が担っているかのような表現についても、変化が見られない状況が続いています。</p> <p>NTT東・西が放送事業を行うことは禁止されており、提供主体がNTT東・西であるような誤解を利用者に与える広告手法は問題です。利用者への説明責任の観点からも、放送サービスの提供主体はオプティキャストであり、同社との契約が別途必要なことが理解できるように目立させて表示すべきと考えます。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
株式会社ケイ・オプティコム	<p>特に、昨今、NTTグループが資本参加する事業者が提供する放送サービス(「フレッツ・テレビ」「ひかりTV」)を含めた、一体的な販売活動が加速しており、今後も拡大していく可能性が高いと考えます。</p> <p>そもそも、放送事業への参入が許されないNTT東西自身が、放送サービス(「フレッツ・テレビ」「ひかりTV」)を取扱うこと自体が問題であるため、早急に取り扱いを禁止すると同時に、当該規制の抜け道とならないよう、販売代理店におけるNTT東西のフレッツ光と放送サービスとのセット販売についても禁止する等の措置を講じるべきと考えます。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>NTT グループ内の人事交流については、ここ数年、グループ一体化による市場支配力強化のために、日本電信電話株式会社(以下、「NTT 持株」という。) 殿を中心として戦略的に行われている状況です(別添資料 2 参照)。本件に関しては、これまでの検証結果において、注視事項に止まり続けていますが、これを放置し続けることは、移動体部門の分離並びに NTT 再編時の趣旨に反するものであり、実質的なグループ一体経営を黙認するものです。この問題の抜本的な解決のためには、NTT グループの持株体制の廃止が必要と考えますが、当面の追加措置として、現行の公正競争要件に規定されている役員兼任や在籍出向の禁止のみならず、NTT 持株殿、NTT ドコモ殿、NTT コミュニケーションズ殿、NTT データ殿等の NTT グループ会社間の役員等の人事異動を一律禁止する措置を講ずるべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再編成後の人事については、NTTの再編成に関する基本方針で示された東西地域会社とNTTコミュニケーションズとの間のルール及び移動体分離の際における公正有効競争条件を遵守しており、新たな規制を追加する必要はないと考えます。 ・なお、人事交流によって公正競争を阻害することがないよう、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取り組みを実施しております。

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>県域等子会社やNTTグループ各社は、NTT法第8条によって本来使用がNTT持株およびNTT東・西に限定されている「日本電信電話」=NTTブランドを「NTT東日本-〇〇」や「NTT〇〇」のように社名に冠することにより(別添資料参照)、NTT再編時の趣旨に反して公社時代から継承したブランド力を、法の趣旨を逸脱してグループ全体で使用していることから、直ちに使用を制限すべきです。</p>	<p>・ブランドの使用については、「再編成に関する基本方針(平成9年12月4日公表)」においても、一般的な商取引の問題であるとされ、使用について禁止されていないことから、特段の制約は必要ないものと考えます。</p>
ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>毎年度弊社共が指摘している通り、NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿は 2006 年に法人サービス提供体制見直し ※12 後も、共同営業行為(顧客の紹介・共同提案等)を継続的に行っている状況にあり、NTT 再編時の公正競争要件(八)「長距離会社は、独立した営業部門を設置すること」に反するものと考えます。また、NTT 東西殿が競争事業者と共同営業を行うことは実質的に考えられないことを考慮すれば、本件は NTT グループの排他的営業と同一の効果を及ぼすものと考えます。従って、総務省殿においては、本件の公正競争への影響等を十分に認識して頂き、直ちにこうした共同営業を止めるよう NTT 東西殿及び NTT コミュニケーションズ殿に指導して頂くことを強く希望します。</p> <p>※12 上位レイヤサービスと法人サービスの提供体制の見直し(2006年7月21日)</p> <p>http://www.ntt.co.jp/news/news06/0607/060721a.html</p>	<p>・電気通信役務の提供に関する取引条件、当社がNTTコミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件、当社がNTTコミュニケーションズに提供する顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものとしており、公正競争上の問題はありません。</p> <p>・なお、当社としては、お客様の多様なご要望に基づき実施する他社との共同提案については、利用者利便を確保する観点から制限されるべきでないと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見																				
ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社	<p>2010 年度の本制度の意見書※1 において、KDDI 殿や弊社共が指摘した NTT 東西殿の 116 窓口におけるフレッツ光の不適切な営業行為(以下、「116 勧誘」という。)が依然として散見されています※2。これら 116 勧誘に対し、総務省殿が出されたこれまでの検証結果は、注視事項に止まり続けていますが、問題の根絶に向けた是正措置に今年度こそ踏み込んで頂くことを希望します。</p> <p>Yahoo!BB サポートセンターへ引越しのご連絡があったユーザに実施したアンケート結果</p> <table border="1" data-bbox="376 695 1122 802"> <thead> <tr> <th>調査時期</th> <th>2009 年 6 月～7 月</th> <th>2010 年 6 月</th> <th>2011 年 7 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回答総数</td> <td>415 件</td> <td>525 件</td> <td>312 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>Q1: 116 窓口にて電話回線移設の手続きをされた際に、ADSL 事業者へ連絡するよという案内を 116 窓口オペレータから受けましたか？ (対象: 全アンケート回答者対象)</p> <div data-bbox="443 1062 1160 1313"> <table border="1"> <caption>Q1: 116 窓口にて電話回線移設の手続きをされた際に、ADSL 事業者へ連絡するよという案内を 116 窓口オペレータから受けましたか？</caption> <thead> <tr> <th>調査時期</th> <th>なし (%)</th> <th>あり (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2009年6月～7月</td> <td>38% (159件)</td> <td>62% (256件)</td> </tr> <tr> <td>2010年6月</td> <td>46% (242件)</td> <td>54% (283件)</td> </tr> <tr> <td>2011年7月</td> <td>52% (163件)</td> <td>48% (149件)</td> </tr> </tbody> </table> </div>	調査時期	2009 年 6 月～7 月	2010 年 6 月	2011 年 7 月	回答総数	415 件	525 件	312 件	調査時期	なし (%)	あり (%)	2009年6月～7月	38% (159件)	62% (256件)	2010年6月	46% (242件)	54% (283件)	2011年7月	52% (163件)	48% (149件)	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、116 番への加入電話またはINSネット 64 の移転申込みを行うお客様に対し、当該お客様からのお問合せ・ご要望がないにもかかわらず、フレッツ光サービスの勧奨を行うことを厳格に禁じており、研修等を通じて、従業員に対してその遵守徹底を指導しています。 ・具体的には、当社及び地域子会社等の従業員を対象として、集合形式の公正競争研修会及び公正競争 e-ラーニング研修を実施しています。 ・その上で、当社の 116 窓口において実施しているフレッツ光サービスの営業活動については、お客様の利便性確保の観点からお客様のお問合せ・ご要望にお応えして実施しているものであり、公正競争を阻害するものではありません。また、当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、他事業者情報の目的外利用の禁止について、社内規程や地域子会社等との業務委託契約に規定するなど、当該行為を厳格に禁じてきました。加えて、営業部門において他事業者情報を取り扱わない更に厳格な体制を構築する観点から、実施計画を策定し(平成 22 年 3 月)、この実施計画の内容に沿って顧客情報管理システムの他事業者情報閲覧規制を平成 22 年 5 月に実施しました。 ・これにより、116 窓口においてお客様の他社DSL等のご利用状況が一切把握できなくなっていることから、ご指摘されているように接続業務で取得した情報をもとにフレッツ光サービスへの勧奨を行っている事実はありません。 ・したがって、是正措置は不要であると考えます。
調査時期	2009 年 6 月～7 月	2010 年 6 月	2011 年 7 月																			
回答総数	415 件	525 件	312 件																			
調査時期	なし (%)	あり (%)																				
2009年6月～7月	38% (159件)	62% (256件)																				
2010年6月	46% (242件)	54% (283件)																				
2011年7月	52% (163件)	48% (149件)																				

意見提出者	該当部分	再意見																								
	<p>Q2: その際に、「Yahoo! BB」という具体的な名前を 116 窓口オペレータが発言しましたか？ (対象: Q1 で「利用中 ADSL 事業者への連絡案内があった」と回答した方)</p> <p>2009年6月～7月 2010年6月 2011年7月</p>  <table border="1" data-bbox="481 494 1198 718"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>なし (%)</th> <th>あり (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2009年6月～7月</td> <td>51% (131件)</td> <td>49% (125件)</td> </tr> <tr> <td>2010年6月</td> <td>49% (139件)</td> <td>51% (144件)</td> </tr> <tr> <td>2011年7月</td> <td>46% (69件)</td> <td>54% (80件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>Q3: NTT が提供しているインターネットサービス(フレッツ光)についての勧誘を受けましたか？ (対象: 全アンケート回答者対象)</p> <p>2009年6月～7月 2010年6月 2011年7月</p>  <table border="1" data-bbox="459 949 1164 1173"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>なし (%)</th> <th>あり (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2009年6月～7月</td> <td>49% (204件)</td> <td>51% (211件)</td> </tr> <tr> <td>2010年6月</td> <td>46% (239件)</td> <td>54% (286件)</td> </tr> <tr> <td>2011年7月</td> <td>50% (156件)</td> <td>50% (156件)</td> </tr> </tbody> </table>	時期	なし (%)	あり (%)	2009年6月～7月	51% (131件)	49% (125件)	2010年6月	49% (139件)	51% (144件)	2011年7月	46% (69件)	54% (80件)	時期	なし (%)	あり (%)	2009年6月～7月	49% (204件)	51% (211件)	2010年6月	46% (239件)	54% (286件)	2011年7月	50% (156件)	50% (156件)	
時期	なし (%)	あり (%)																								
2009年6月～7月	51% (131件)	49% (125件)																								
2010年6月	49% (139件)	51% (144件)																								
2011年7月	46% (69件)	54% (80件)																								
時期	なし (%)	あり (%)																								
2009年6月～7月	49% (204件)	51% (211件)																								
2010年6月	46% (239件)	54% (286件)																								
2011年7月	50% (156件)	50% (156件)																								

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>NTT東・西は、公社時代から継承した加入電話の「顧客基盤を活用」できると共に、接続業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を取得できることから、加入電話の手続きの際に接続情報をフレッツ光の営業活動において用いている可能性があります。営業面でのファイアーウォールを遵守する必要があるにも関わらず、今年度においても、未だ116窓口における加入電話移転手続き等に伴うフレッツ光の営業活動の問題事例が接続事業者から指摘されており、事態は依然として改善されていない状況が続いています。</p> <p>本事例は、電気通信事業法第30条に定める禁止行為に該当し、フレッツ光が活用業務として認可された際の条件である「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないこと」からも逸脱した行為であるといえます。</p> <p>こうした事例の発生を防止するには、NTT東・西内において、加入電話とフレッツ光の部門の所在地・対応者を物理的に分離するなど、ファイアーウォール措置の徹底を実質的に担保できる体制を構築すべきと考えます。</p> <p>今回の電気通信事業法改正に伴い、接続関連情報の管理徹底等が規定されたところであり、総務省は、厳格な調査、検証、及びそれに基づく是正措置を着実に講じるべきと考えます。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>2009年11月18日にNTT西日本殿における接続情報の目的外利用という事件が発覚したことを受け、NTT東西殿による再発防止策の実施及び総務省殿への定期報告がなされてきました。これらと並行し、弊社共接続事業者はNTT東西殿に対し、利害関係者である接続事業者へも十分な説明を行うよう再三要望を行いました。経営情報であることを理由にいまだに説明されない事項が多くあり、類似の事故が再発しないという確証を得られていない状況にあります。ついては、総務省殿から、NTT東西殿が接続事業者に対して十分に納得のいく説明を行うよう、さらに踏み込んだ指導を行なって頂きたいと考えます。</p> <p>また、年内に施行される改正電気通信事業法等に基づく機能分離の実施により、これまで以上に設備管理部門と設備利用部門との間のファイアウォール強化がなされることとなりますが、この設備管理部門の分離の明確化にあわせて、NTT東西殿と接続事業者間の各種契約書等についても、全て見直しを行う必要があると考えます。具体的には、各種契約書等に記載されているNTT東西殿の窓口が機能分離後のいずれの部門に該当するのかを全て明記し、接続関連情報の目的外利用の防止及び設備利用部門と接続事業者の同等性確保を実現する必要があると考えます。総務省殿においては、各種契約書等の整備が円滑に行われるようNTT東西殿に対し、予め何らかの指導を行って頂きたいと考えます。</p> <p>加えて、機能分離の有効性の検証については、NTT東西殿の中に監視機能を設けるだけでは不十分なことは明らかであり、総務省殿は第三者による透明性のある検証スキームの確立も推進すべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、他事業者情報を不適切に取扱う可能性を排除する厳格な仕組みを構築する観点から、実施計画(平成22年3月2日)を策定し、この実施計画(「実施計画に基づいて実施した主な取り組み」について次ページ参照)の内容に沿って、引き続き情報セキュリティ強化の取り組みを着実に実行しているところです。 また、今回の電気通信事業法及び同法施行規則の改正内容についても、引き続きこれを遵守し、公正競争の確保について適切に対処していく考えです。 ・「説明されていない事項が多く存在する」とありますが、各事業者様への説明会やご質問に対する回答を複数回実施する等、真摯に説明を行ってきたところであります。 ・「各種契約書等の見直しを行う必要がある」とありますが、改正電気通信事業法の施行に合わせて点検を行い、改正法令の趣旨に則って適切に対応する考えです。 ・「第三者による透明性のある検証スキームの確立を推進すべき」とありますが、改正電気通信事業法の第31条第7項において、接続の業務に関して知り得た情報を適切に管理し、かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置について、NTT東西は毎年総務省に報告することとされていることから、客観性は十分担保されていると考えます。 したがって、接続業務の実施状況を監視する部門について第三者による監視体制を構築する必要はないと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見																																	
	<p><本意見に関連する経緯></p> <p>2008年2月18日 NTT 東西殿に対する行政指導 ※3</p> <p>2009年11月18日 NTT 西日本殿からお客様情報の不適切な情報提供に関する報道発表</p> <p>2009年12月17日 NTT 西日本殿から総務省殿への報告</p> <p>2010年1月22日 NTT 西日本殿を当事者とする聴聞の開催</p> <p>2010年1月28日 電気通信事業紛争処理委員会への諮問</p> <p>2010年2月4日 電気通信事業紛争処理委員会からの答申</p> <p>同日 NTT 西日本殿に対する業務改善命令及び NTT 東日本殿に 対する行政指導</p> <p>2010年2月26日 NTT 西日本殿から総務省殿へ業務改善計画を提出</p> <p>2010年3月2日 NTT 東日本殿から総務省殿へ実施計画を提出</p> <p>2011年3月 NTT 東日本殿から総務省殿への実施計画に対する定期報告 終了</p> <p>2012年3月 NTT 西日本殿から総務省殿への業務改善計画に対する 定期報告終了(予定)</p>	<p>(参考)実施計画に基づいて実施した主な取組み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1261 264 1435 304">項目</th> <th data-bbox="1435 264 1921 304">実施内容</th> <th data-bbox="1921 264 2033 304">実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1261 304 1435 376">・他事業者情報の抽出規制</td> <td data-bbox="1435 304 1921 376">・すべての顧客情報管理システム端末からの他事業者情報の一括抽出を不可とするためシステム上の措置を実施。</td> <td data-bbox="1921 304 2033 376">H21.12月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1261 376 1435 432">・他事業者情報の閲覧規制</td> <td data-bbox="1435 376 1921 432">・他事業者情報について、顧客情報管理システムの改修を行い、営業部門での閲覧を原則不可とした。</td> <td data-bbox="1921 376 2033 432">H22.5月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1261 432 1435 552">・他事業者情報を扱う業務の設備部門への移管</td> <td data-bbox="1435 432 1921 552">・営業部門で実施している受注等処理業務のうち、他事業者情報を取り扱う業務を設備部門へ移管。 ・自社サービスの販売に携わる担当とは原則、別ビルまたは別フロア化。例外的に同一フロアの場合、別部屋・別入口として電子的認証装置等により入室管理を徹底。</td> <td data-bbox="1921 432 2033 552">H22.6月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1261 552 1435 655">・情報セキュリティ推進部の新設</td> <td data-bbox="1435 552 1921 655">・NTT東日本グループにおける情報セキュリティの横断的かつ統一的な取組みを実施する組織として設置。 ・県域等子会社における情報セキュリティマネジメント体制の明確化</td> <td data-bbox="1921 552 2033 655">H22.4月 H22.6月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1261 655 1435 759">・規程類の見直し</td> <td data-bbox="1435 655 1921 759">・お客様情報保護に関する社内規程類について、他事業者情報の取扱いに関する規定を追加・充実。 ・県域等子会社における当該規程類の遵守義務を業務委託契約に規定。</td> <td data-bbox="1921 655 2033 759">H22.5月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1261 759 1435 815">・研修の充実</td> <td data-bbox="1435 759 1921 815">・当社及び県域等子会社を対象に、他事業者情報の適正利用に関する研修を実施。</td> <td data-bbox="1921 759 2033 815">H22.7月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1261 815 1435 871">・アクセスログ監査</td> <td data-bbox="1435 815 1921 871">・アクセスログ監査について、監査する周期を四半期に一度から毎月に見直し。</td> <td data-bbox="1921 815 2033 871">H22.5月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1261 871 1435 927">・自主点検の充実</td> <td data-bbox="1435 871 1921 927">・アクセス権限等の登録状況の確認の自主点検の周期について、半期に一度から四半期に一度に見直し。</td> <td data-bbox="1921 871 2033 927">H22.5月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1261 927 1435 999">・業務監査</td> <td data-bbox="1435 927 1921 999">・実施計画に基づく「顧客情報管理システムの閲覧規制」、「規程類の見直し」等について、当社及び県域等子会社に対する業務監査項目に追加。</td> <td data-bbox="1921 927 2033 999">H22.5月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1261 999 1435 1054">・外部機関のチェック</td> <td data-bbox="1435 999 1921 1054">・外部機関による実施計画の有効性及び実施状況についてチェック</td> <td data-bbox="1921 999 2033 1054">H22.8月</td> </tr> </tbody> </table>	項目	実施内容	実施時期	・他事業者情報の抽出規制	・すべての顧客情報管理システム端末からの他事業者情報の一括抽出を不可とするためシステム上の措置を実施。	H21.12月	・他事業者情報の閲覧規制	・他事業者情報について、顧客情報管理システムの改修を行い、営業部門での閲覧を原則不可とした。	H22.5月	・他事業者情報を扱う業務の設備部門への移管	・営業部門で実施している受注等処理業務のうち、他事業者情報を取り扱う業務を設備部門へ移管。 ・自社サービスの販売に携わる担当とは原則、別ビルまたは別フロア化。例外的に同一フロアの場合、別部屋・別入口として電子的認証装置等により入室管理を徹底。	H22.6月	・情報セキュリティ推進部の新設	・NTT東日本グループにおける情報セキュリティの横断的かつ統一的な取組みを実施する組織として設置。 ・県域等子会社における情報セキュリティマネジメント体制の明確化	H22.4月 H22.6月	・規程類の見直し	・お客様情報保護に関する社内規程類について、他事業者情報の取扱いに関する規定を追加・充実。 ・県域等子会社における当該規程類の遵守義務を業務委託契約に規定。	H22.5月	・研修の充実	・当社及び県域等子会社を対象に、他事業者情報の適正利用に関する研修を実施。	H22.7月	・アクセスログ監査	・アクセスログ監査について、監査する周期を四半期に一度から毎月に見直し。	H22.5月	・自主点検の充実	・アクセス権限等の登録状況の確認の自主点検の周期について、半期に一度から四半期に一度に見直し。	H22.5月	・業務監査	・実施計画に基づく「顧客情報管理システムの閲覧規制」、「規程類の見直し」等について、当社及び県域等子会社に対する業務監査項目に追加。	H22.5月	・外部機関のチェック	・外部機関による実施計画の有効性及び実施状況についてチェック	H22.8月
項目	実施内容	実施時期																																	
・他事業者情報の抽出規制	・すべての顧客情報管理システム端末からの他事業者情報の一括抽出を不可とするためシステム上の措置を実施。	H21.12月																																	
・他事業者情報の閲覧規制	・他事業者情報について、顧客情報管理システムの改修を行い、営業部門での閲覧を原則不可とした。	H22.5月																																	
・他事業者情報を扱う業務の設備部門への移管	・営業部門で実施している受注等処理業務のうち、他事業者情報を取り扱う業務を設備部門へ移管。 ・自社サービスの販売に携わる担当とは原則、別ビルまたは別フロア化。例外的に同一フロアの場合、別部屋・別入口として電子的認証装置等により入室管理を徹底。	H22.6月																																	
・情報セキュリティ推進部の新設	・NTT東日本グループにおける情報セキュリティの横断的かつ統一的な取組みを実施する組織として設置。 ・県域等子会社における情報セキュリティマネジメント体制の明確化	H22.4月 H22.6月																																	
・規程類の見直し	・お客様情報保護に関する社内規程類について、他事業者情報の取扱いに関する規定を追加・充実。 ・県域等子会社における当該規程類の遵守義務を業務委託契約に規定。	H22.5月																																	
・研修の充実	・当社及び県域等子会社を対象に、他事業者情報の適正利用に関する研修を実施。	H22.7月																																	
・アクセスログ監査	・アクセスログ監査について、監査する周期を四半期に一度から毎月に見直し。	H22.5月																																	
・自主点検の充実	・アクセス権限等の登録状況の確認の自主点検の周期について、半期に一度から四半期に一度に見直し。	H22.5月																																	
・業務監査	・実施計画に基づく「顧客情報管理システムの閲覧規制」、「規程類の見直し」等について、当社及び県域等子会社に対する業務監査項目に追加。	H22.5月																																	
・外部機関のチェック	・外部機関による実施計画の有効性及び実施状況についてチェック	H22.8月																																	

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>接続事業者は、NTT東・西が保有するポトルネック設備に接続してサービス展開を図っています。一昨年に発生したNTT西日本による接続情報の流用のような事例が発生していることに鑑みると、接続業務に係る他事業者の情報を自社の営業活動に流用するような違法行為がNTT東・西によって行われている可能性は否定できません。こうした行為は、電気通信事業法第30条に抵触することから、接続業務で知り得た他事業者の情報を利用した営業活動を禁止しているファイアーウォール措置の徹底を実質的に担保できる体制を構築すべきと考えます。</p> <p>今回の電気通信事業法改正に伴い、接続関連情報の管理徹底等が規定されたところであり、総務省は、厳格な調査、検証、及びそれに基づく是正措置を着実に講じるべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、他事業者情報を不適切に取扱う可能性を排除する厳格な仕組みを構築する観点から、実施計画(平成22年3月2日)を策定し、この実施計画の内容に沿って、情報セキュリティ強化の取り組みを着実に実行しているところです。 ・また、当社としては今回の電気通信事業法及び同法施行規則の改正内容を踏まえ、引き続きこれを遵守し、公正競争の確保について適切に対処していく考えです。

意見提出者	該当部分	再意見
株式会社ケイ・オプティコム	<p>一昨年発生したNTT西日本による接続情報の不正提供は、NTT西日本における従来からの措置が不十分であったことに加え、2007年度の検証結果に基づく行政指導に対する取組みが不十分であったことにも起因するものであります。</p> <p>このため、2007～2010年度の検証結果に基づく累次の行政指導に対してNTT東西が実施するとした措置について、実効性があったか、継続的に機能しているか等を検証するとともに、さらなる措置の実施を指導することが必要と考えます。</p> <p>また、電話・口頭での活動は証拠が残りにくく、ましてNTTグループやNTT東西内部の状況は認知すらできないため、競争事業者による実態調査には限界があります。</p> <p>そのため、競争セーフガード制度の実効性をさらに高める観点から、外部による客観的な検証と適正性の担保が可能となるよう、より透明性の高い第三者による監視・検査等の仕組みを導入することを検討すべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行ってきており、公正競争上の問題となる事象は特段生じていないと考えております。 ・また、これまでに競争セーフガード制度の検証結果を踏まえて総務省から要請された事項は、いずれも「改めて周知・徹底」を要請されるなど、公正競争ルール遵守の再確認を行うものです。 <p>したがって、第三者による監視・検査等の仕組みの導入は不要と考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
イーアクセス株式会社	<p>「光の道」構想においては、今年5月の電気通信事業法の改正により、ボトルネック設備利用の同等性確保の観点から、NTT東西殿の設備管理部門と利用部門の機能分離が義務付けられ、3年後を目途に制度の包括的検証を行う方向性が示されました。この法改正後において機能分離の実効性をチェックするためには、毎年累次の公正競争要件の有効性・適正性を検証してきた本制度は、引き続き極めて重要な役割を担うと考えます。</p> <p>しかしながら、2009年11月に発覚したNTT西日本情報漏洩問題は、これまで本制度においてNTT東西殿の設備管理部門と利用部門のファイアーウォールの構築状況について、毎年検証が行われていたにも係らず発生しており、本制度の抜本的な見直しが必要であることを示す事例であったと考えます。</p> <p>従いまして、本制度の実効性を高め今後NTT東西殿の機能分離の実施状況を有効にチェックするためには、以下の措置が必要と考えます。</p> <p>NTT東西殿(子会社含む)の公正競争要件の遵守状況や所要の措置を要する事項への対応状況について客観的に検証(例:第3者による検証)するスキームの設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注視すべき事項が継続する場合は、過去の状況等を総合的に評価して公正競争上問題があるかを判断 ・ 毎年の検証にて判明した制度自体の問題点を3年後の包括的検証に反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正電気通信事業法の第31条第7項において、接続の業務に関して知り得た情報を適切に管理し、かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置について、NTT東西は毎年総務大臣に報告することとされていることから、客観性は十分担保されていると考えます。 ・したがって、接続業務の実施状況を監視する部門について第三者による監視体制を構築する必要はないと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>現在も複数の県域子会社において、NTT ドコモ殿の携帯電話販売が行われています ※5 。これは、NTT 東西殿と NTT ドコモ殿が子会社を介して行っている実質的な一体営業そのものであり、2010 年度の本制度の考え方において、公正競争阻害の恐れが指摘されたところです。また、年内に施行される改正電気通信事業法等では、NTT 東西殿に対し業務委託子会社への監督義務が追加されますが、保有株式率50%未満の関連会社等が監督義務の対象外となる等、依然として公正競争阻害の恐れが残っています。従って、保有株式 50%未満の関連会社及び NTT 委託業務を主とする会社等も監督義務の対象に追加することについても引き続き検討を行うべきと考えます。</p> <p>※5</p> <p>NTT 東日本－群馬 http://www.ntteast-gunma.co.jp/goods/ba_data/docomo.html</p> <p>NTT西日本－東海 http://www.ntt-west-tokai.co.jp/original/act/mob.html</p> <p>NTT 西日本－中国 http://www.ntt-west-chugoku.co.jp/keitai.html</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「保有株式 50%未満の関連会社及びNTT委託業務を主とする会社等も監督義務の対象に追加する」とありますが、改正電気通信事業法第31条第3項の趣旨は、NTT東西の業務の大半が委託されているのが子会社であることから、NTT東西が議決権の過半数を有する子会社を対象として、NTT東西が「電気通信業務又はこれに付随する業務」を委託した子会社において禁止行為が行われないう、適切な監督を義務付けられたものと理解しております。 ・当該監督義務は、他の電気通信事業者に対する規制とのバランスや資本関係を通じた指揮命令系統による監督規制の実効性を総合的に勘案し、私企業に対する規制を必要最低限とするとともに、禁止行為規制の実効性を担保するという観点から、法制化されたものと認識しており、現行以上に対象範囲を拡大する必要はないと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI 株式会社	<p>NTT東・西の県域等子会社によるNTTドコモの携帯電話の販売（別添資料参照）は、NTT東・西が、自らのサービスの販売を受託している県域等子会社を通じてNTTドコモと連携することにより、固定と移動をセットで販売する排他的な一体営業です。</p> <p>こうした、NTT東・西本体から電気通信業務の主たる部分を委託された子会社を通じた固定と移動の排他的なセット販売は、禁止行為に該当する行為といえます。</p> <p>今回電気通信事業法改正に伴い、NTT東・西は子会社に対する監督義務が規定されたところであり、総務省は、厳格な調査、検証及びそれに基づく是正措置を着実に講じるべきと考えます。</p> <p>しかし、このような禁止行為に該当する排他的なセット販売については、今回の電気通信事業法改正では明示的に対応されていないことから、直ちに法改正を行い、禁止すべきと考えます。</p> <p>それまでの最低限の措置として、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として記載するべきと考えます。</p> <p>なお、子会社から代理店等に再委託されることも容易に想定できるため、子会社のみならず、子会社から代理店に再委託された内容についても調査・検証することが必要であり、直ちに法改正を実施すべきと考えます。</p>	<p>・「県域子会社によるNTTドコモの携帯電話販売は排他的な一体営業である」とありますが、県域等子会社によるNTTドコモの代理店業務は、当社からの受託業務とは組織を分けて実施しており、また、当社から受託した業務に係る顧客情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、公正競争確保のための適切な措置が講じられており、一体営業はありません。</p> <p>・「子会社からの再委託調査・検証が必要」とありますが、委託契約は委託元が委託先に監督義務を負うこととなり、委託先会社が業務を再委託する場合においても、子会社を通じて当社が監督の義務を負っているため、既に現在の委託契約において公正競争の遵守は徹底されていることから、更なる調査・検証は不要と考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
株式会社ケイ・オプティコム	<p>販売代理店でのNTT東西・NTTコミュニケーションズ・NTTドコモの各サービスの一体的な販売活動について、これまでの競争セーフガード制度の検証において、各事業者から多くの問題提起がされてきました。たとえば、販売代理店を通じてであっても、特定関係事業者やドミナント事業者同士のサービスを一体的に販売することは、公正競争を阻害するものであり、そもそもNTT再編や指定電気通信設備制度の趣旨に鑑みれば許されないものと考えます。</p> <p>また、「委託会社や販売代理店を介せば何でもできる」となると、県域等子会社を通じた活動と同様に、規制の抜け道になります。</p> <p>そのため、まず、NTT東西・NTTドコモ・NTTコミュニケーションズ等、NTTグループ各社において、自社の販売代理店が他のNTTグループ会社の販売代理店を兼ねることを禁止する等の措置を講じるべきであります。</p> <p>また、総務省においては、当該措置の義務化や、電気通信事業法等でNTTグループ各社に課せられている規制が委託会社・販売代理店においても遵守されるよう、資本関係のない委託会社・販売代理店への管理監督義務の明確化等を、早期に実施すべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「NTTグループ各社において、自社の販売代理店が他のNTTグループ会社の販売代理店を兼ねることを禁止する等の措置を講じるべき」とありますが、販売代理店がどのような商品を取り扱うかは、販売代理店自らの営業戦略に基づくものであり、当社とNTTコミュニケーションズ、NTTドコモ等NTTグループ各社との排他的な共同営業には当たらないと考えます。 ・「資本関係のない委託会社・販売代理店への管理監督義務の明確化等を、早期に実施すべき」とありますが、委託契約は委託元が委託先に監督義務を負うこととなり、委託先会社が業務を再委託する場合においても、子会社を通じて当社が監督の義務を負っているため、既に現在の委託契約において公正競争の遵守は徹底されていることから、ご指摘のような措置を講じる必要はないと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
イーアクセス株式会社	<p>2009年11月に発覚した「NTT西日本情報漏洩問題」や「NTT東西殿の県域等子会社におけるNTTドコモ殿の携帯電話販売」の事例については、現状、県域等子会社はNTT東西殿の営業及び設備管理等業務の事実的な実行部隊であるにも係らず禁止行為規制の対象に指定されてなく、禁止行為規制と業務実態が乖離していることから、接続情報の目的外利用やグループ間連携といった反競争的行為等の抑止に公正競争上の課題があることを示していると考えます。</p> <p>「NTT西日本情報漏洩問題」の発生を受けて、「光の道」構想においては、ボトルネック設備利用の同等性の観点から、電気通信事業法の改正により、NTT東西殿本体による県域等子会社の適切な監督、及びNTT東西殿における設備管理部門と利用部門の隔離等の義務付けており、現在、「設備部門の設定及び他部門との物理的隔離」や「システム分離」、「監視部門の設置及び監視内容の報告」等具体的な措置について電気通信事業法の施行規則の改正が検討されているところです。</p> <p>これら措置については、接続情報の目的外利用等の反競争的行為を防止する上で一定程度の効果はあるものと考えますが、あくまでNTT東西殿が主体で実施されるものであることを考慮すれば、県域等子会社を禁止行為規制の対象として追加することにより、接続情報の目的外利用等反競争的行為の禁止をより厳格化することが必要と考えます。</p>	<p>・「県域等子会社を禁止行為規制の対象として追加する」とありますが、電気通信事業法の改正により、NTT東西の業務を子会社に委託する場合には、禁止行為規定の遵守について適切な監督を行う義務が課せられることになっていることから、更なる追加的措置は不要と考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクBB 株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社	<p>これまで NTT 東西殿から申請された活用業務は 26 件ありますが、その全てが認可されており、NTT 東西殿がその業務範囲を着実に拡大している状況にあります。また、年内に施行予定の改正 NTT 法において活用業務は届出制へ変更され、手続きの簡素化やサービス開始までの日数短縮により、業務範囲拡大がさらに容易になることが明らかとなっています。2011 年 6 月の弊社共を含む競争事業者 22 社連名で提出した「公正競争確保に係る NTT 東・西殿の活用業務に関する要望書」※14 でも述べたように、活用業務制度については NTT 法や NTT 再編時の趣旨に立ち戻り、直ちに廃止されるべきと考えます。仮に、活用業務制度の廃止が困難である場合には、活用業務のさらなる肥大化を招かぬよう以下の追加措置を最低限講ずるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動体事業や ISP 事業等について、活用業務に該当しないことの明確化 ・ 活用業務届出内容に利害関係者が意見を述べられる場の確保 ・ その他あらゆる公正競争環境整備の推進 <p>－ 活用業務の内容についての監視検証機関の設置</p> <p>－ NTT 東西殿と接続事業者との完全なる同等性の確保</p> <p>－ グループドミナンス排除の実効性担保 等</p> <p>※14 公正競争確保に係る NTT 東・西殿の活用業務に関する要望書(2011 年 6 月 8 日)</p> <p>http://www.softbanktelecom.co.jp/ja/news/press/2011/2011060801/index.html</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、活用業務を営むに当たっては、引き続き「東西NTTの業務拡大に係る公正競争ガイドライン」等を遵守し、公正競争の確保に努めていく所存です。 ・ 他方、NTTグループ以外の他社は、固定・移動事業を一体として提供し、料金面でも固定・移動間の無料通話を提供するなど、一体経営のメリットをフルに活かした経営を行っていますが、当社にのみIP・ブロードバンド時代においても電話時代の規制を課され、お客様のニーズに応じた柔軟なサービス提供・連携ができないとすると、お客様の選択肢が狭まることとなり、お客様利便を損なうことになりかねません。 ・ したがって、利用者利便を向上するとともに、ICT利活用を促進する観点から、当社も含めた事業者が自由に事業展開を行うことができる環境の整備が必要であり、固定電話が主流の時代に導入された当社に対する非対称規制については、市場の変化に応じた適切な見直しをお願いしたいと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
株式会社ケイ・オプティコム	<p>活用業務によるNTT東西のなし崩し的な業務範囲の拡大が、公正競争環境を阻害し、NTTグループの情報通信市場におけるシェアの高まりの原因となっております。</p> <p>このようななし崩し的な業務範囲の拡大は、公正競争環境を確保するために行われたNTT再編の趣旨に反することが明らかであることから、何よりもまず、活用業務制度の廃止を含め、NTTグループ全体の在り方を検討すべきと考えます。</p> <p>加えて、これまで認可された活用業務についても、以下の観点から「電気通信事業の公正競争確保に支障を及ぼすおそれ」等が存在する状況にあることが明らかであるため、認可の取消しを含め、その是非を検討すべきであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇活用業務を前提として構築されているNGNにおいて、既に過大な投資と、設備や職員等の経営資源の過度な投入がなされている ◇NTT東西の主力サービスの殆どが活用業務を利用したものとなり、当該サービスが本来業務の地域電気通信業務と比較し、無視できない規模に拡大している ◇過去の認可事例において、1つの認可を皮切りに、それを先例として活用業務を積み重ねている状況を鑑みると、今後も過去認可された活用業務をベースに次々と業務範囲が拡大され、情報通信市場の公正競争環境を更に阻害していくことが明らかである ◇一昨年発生したNTT西日本による接続情報の不正提供事案を踏まえると、過去認可申請のなかでNTT東西が講じるとしていた「営業面でのファイアーウォール」に係る措置が不十分であったことが明らかであり、またNTT東西に対する機能分離や子会社等への管理監督義務に係る措置が実行されていない現段階では、「営業面 	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>でのファイアーウォール」の不備が解消されていない</p> <p>◇実施状況等の報告・公表に関して、いまだ非公表の事項が多いため、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」の規定を、十分満たしていない</p> <p>なお、先般成立した改正NTT法にて、活用業務に係る手続きが、現行の「認可制」から「事前届出制」へと見直されたことにより、なし崩し的な業務範囲拡大が、更に進み、NTT東西の独占回帰に繋がると強く懸念しております。</p> <p>そのため、本来は廃止すべき活用業務制度によって、これ以上の業務範囲拡大が進まぬよう、「事前届出制」においても、省令・ガイドラインにて、次のような公正競争確保のための措置を講じるとともに、厳正に運用頂くことを強く要望します。</p> <p>◇活用業務として届出可能な業務・条件を事前に明示</p> <p>◇届出前に内容を公表することを含め、競争事業者の認知から活用業務開始予定までの期間を十分確保</p> <p>◇届出内容に、競争事業者の意見を反映できるよう、公の場の設置</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクBB 株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社	<p>2007 年度の本制度の検証結果 ※13 で、引き続き注視していくとされた、接続事業者への回線切替に伴う NTT 東西殿による PBX 保守拒否行為が依然として継続している状況にあります。具体的な事例としては、「NTT 以外の電話サービスへ変更した場合、PBX の保守を行わない」等の回線切替防止目的のトークが、営業現場でなされているというユーザ申告として弊社に上がってきている状況にあります。</p> <p>本件については、過去の本制度の検証の中で「公正競争確保上の問題が認められた場合には速やかに所要の措置を講ずる」との総務省殿の考えが示されたところであり、今年度の検証において実態をより詳細に調査して頂き、NTT 東西殿への厳格な指導等必要な措置を講じて頂きたいと考えます。</p> <p>※13 競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007 年度)の公表 (2008 年 2 月 18 日)</p> <p>http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/pdf/080218_1_bs1.pdf</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社PBXの保守契約をご利用のお客様が、加入電話を解除または休止された場合には、PBXの保守契約の継続意向の有無について事前にお客様に確認することとしており、お客様のご要望に応じて、PBXの保守契約を継続しています。 ・本事項は平成 19 年度以降、指導を徹底しているため、公正競争上の問題は生じていないと考えておりますが、仮にご指摘のような事例が発生した場合、申告の内容を調査し、再度指導徹底をしていく考えです。

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>■今後の検討に向けて</p> <p>現行の競争セーフガード制度の問題点としては、上述のように、PDCAサイクルが着実に実施されることがなく単なる形式的な制度となっていたこと、検証のプロセスが不透明であったこと、が挙げられます。</p> <p>このため、3年後の包括的な検証に向け、それまでの継続的な検証を有効なものにするためには、競争政策委員会による本制度の在り方の検討を通じて、本制度における検証プロセスを明確化し、実効性を確保することが必要です。具体的には、審議会や既存の委員会を活用した公開された審議の場を設け、NTTグループによる反競争的な行為に対する措置の実効性確保状況について検証を行い、問題がある場合は改善させるというPDCAサイクルを回すべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・競争セーフガード制度の実効性を高めるためには、各事業者が具体的な事例に基づく意見を提起することが重要と考えます。 ・また、3年後に包括的検証を行う場合には、ブロードバンドの普及促進に向けて、FTTHに限らず、30Mbps以上のCATV、DSL、無線ブロードバンド等を含めた超高速ブロードバンドサービスそれぞれの参入・普及が進んでいる、あるいは進んでいない要因について、競争環境の整備という視点だけでなく、各事業者の事業戦略や参入意欲の問題まで含め多角的に分析するとともに、他の先進諸国における利活用促進に向けた取組状況を参考に、医療・教育・行政等の分野での公的アプリケーションをはじめとして、利活用促進の観点から必要なアプリケーションが開発・導入されたのか、また、通信事業者だけでなく、政府、端末メーカ、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、ISP等がそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、検証を行うべきであると考えます。
株式会社ケイ・オプティコム	<p>また、電話・口頭での活動は証拠が残りにくく、ましてNTTグループやNTT東西内部の状況は認知すらできないため、競争事業者による実態調査には限界があります。</p> <p>そのため、競争セーフガード制度の実効性をさらに高める観点から、外部による客観的な検証と適正性の担保が可能となるよう、より透明性の高い第三者による監視・検査等の仕組みを導入することを検討すべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「第三者による監視・検査等の仕組みを導入することを検討すべき」という意見については、改正電気通信事業法の第31条第7項において、接続の業務に関して知り得た情報を適切に管理し、かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置について、NTT東西は毎年総務大臣に報告することとされていることから、客観性は十分担保されていると考えます。 したがって、接続業務の実施状況を監視する部門について第三者による監視体制を構築する必要はないと考えます。